

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 2 3 年 度 ( 2 0 1 1 年 度 )

豊 中 市

## はじめに

行政への市民の積極的な参加が必要とされている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成24年度で24年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めるとともに、市の出資法人においても、個人情報の保護に関する要綱を制定し、市民の個人情報を保護することとしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成23年度は、行政文書開示制度では、501件（うち、58件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、80件の自己情報の開示等請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思います。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成23年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成24年（2012年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

# 目 次

I. 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	3
(3) 不開示理由の内訳	4
(4) 開示請求者の内訳	5
(5) 開示の実施方法	6
(6) 行政文書開示請求	7
II. 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	33
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	34
(3) 部局別開示等請求件数	35
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	36
(5) 自己情報開示等請求	37
III. 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	45
(2) 審査会の答申	46
IV. 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	57
(2) 利用内容と利用者の内訳	58
(3) 保有資料の複写状況	58
(4) 有料頒布資料の販売状況	59
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	61
(6) 配架されている主な資料	62
V. 会議公開制度の運用状況	63
VI. 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	69
(2) 運営委員会の開催状況	70
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	74
(4) 審査会の開催状況	75

## VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	83
(2) 豊中市個人情報保護条例	89
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	103
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	104
(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	106

# I . 行政文書開示制度の運用状況

## I. 行政文書開示制度の運用状況

### (1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分		22年度まで	23年度	合 計
請求件数		9,411件(390)	501件(58)	9,912件(448)
請求者数		1,316人(201)	117人(36)	1,433人(237)
処 理 状 況	全部開示	2,330件(114)	160件(25)	2,490件(139)
	部分開示	4,082件(181)	201件(24)	4,283件(205)
	不開示	227件(16)	51件(3)	278件(19)
	不開示 (文書不存在)	252件(24)	9件(2)	261件(26)
	存否応答拒否	0件(0)	3件(0)	3件(0)
	取下げ	2,517件(55)	38件(4)	2,555件(59)
	特例延長		38件(-)	
	却下	3件(-)	1件(-)	4件(-)
	開 示 率	96.6%(94.9%)	87.6%(94.2%)	96.1%(94.8%)
不服申立て件数		98件	0件	98件

\* 1 ( )内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

○ 平成23年度の行政文書の開示請求は、延べ81人から443件の請求がありました。

その処理状況は、全部開示135件、部分開示177件、不開示48件、文書不存在による不開示7件、存否応答拒否3件、取下げ34件でした。なお、特例延長により次年度に決定を繰り越したものが38件あります。また、開示を求める行政文書が特定されなかったため、開示請求を却下したものが1件ありました。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を延べ36人から58件受けました。その処理状況は、全部開示25件、部分開示24件、不開示3件、文書不存在による不開示2件、取下げ4件でした。

開示請求の主なもの(任意開示の申出を含む。)は、審議会等の委員謝礼に関する文書67件、工事設計書44件、開発行為等に関する文書31件でした。

制度化以来の通算では、延べ1,433人から9,912件の行政文書について請求があり（任意開示の申出を含む。）、その処理状況は、全部開示2,490件、部分開示4,283件、不開示278件、文書不存在による不開示261件、存否応答拒否3件、取下げ2,555件、却下4件となっています。

開示率（※）は、平成23年度は87.6%、制度化以来では96.1%となっています。

※ 開示率＝（全部開示件数＋部分開示件数）÷（全部開示件数＋部分開示件数＋不開示件数）  
ただし、不開示件数には、不開示（文書不存在）および存否応答拒否は含めていません。



## (2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

実施機関名	部局名	担当課	請求件数	小計
1 市長	行財政再建対策室	—	12 ( 0 )	324
	危機管理室	—	3 ( 0 )	
	総務部	法務・コンプライアンス室	1 ( 0 )	
		情報公開課	1 ( 0 )	
		人材育成センター 人事課	7 ( 0 )	
	資産活用部	施設活用推進室	9 ( 0 )	
		土地活用課	10 ( 6 )	
		施設整備備課	6 ( 6 )	
	人権文化部	人権政策室	12 ( 0 )	
	政策企画部	企画調整室	7 ( 0 )	
		とよなか都市創造研究所	5 ( 0 )	
	環境部	環境政策室	4 ( 2 )	
		公園みどり推進課	2 ( 0 )	
		環境センター 環境業務課	17 ( 2 )	
	財務部	財政室	2 ( 1 )	
		税務センター 市民税課	1 ( 0 )	
		税務センター 固定資産税課	6 ( 0 )	
		税務センター 納税管理課	4 ( 0 )	
	市民協働部	コミュニティ政策室	13 ( 3 )	
		くらしセンター 消費生活課	49 ( 0 )	
		市民窓口センター 市民課	3 ( 3 )	
		千里地域連携センター	8 ( 0 )	
	健康福祉部	地域福祉室	1 ( 0 )	
		福祉事務所 生活福祉課	1 ( 1 )	
		福祉事務所 障害福祉課	2 ( 0 )	
		福祉事務所 高齢施策課	2 ( 0 )	
	子ども未来部	子ども政策室	6 ( 0 )	
		保育幼稚園室	45 ( 0 )	
	都市計画推進部	まちづくり総務室	7 ( 0 )	
		市街地整備課	5 ( 1 )	
		土地利用調整センター 開発審査課	31 ( 12 )	
		土地利用調整センター 建築審査課	3 ( 2 )	
		中高層建築調整課	4 ( 0 )	
	都市基盤部	道路センター 道路建設課	5 ( 1 )	
道路センター 道路管理課		27 ( 0 )		
道路センター 道路維持課		1 ( 0 )		
2 病院事業管理者	市立豊中病院 事務局	病院総務室	1 ( 1 )	1
3 上下水道事業管理者	上下水道局 経営部	総務課	4 ( 0 )	105
		経営企画課	3 ( 1 )	
		お客さまセンター 窓口課	15 ( 0 )	
		お客さまセンター 給排水課	30 ( 0 )	
	上下水道局 技術部	お客さまセンター サービス課	14 ( 0 )	
		水道技術センター 水道建設課	17 ( 1 )	
		水道技術センター 水道維持課	1 ( 0 )	
		下水道技術センター 下水道建設課	16 ( 9 )	
下水道技術センター 下水道管理課	3 ( 0 )			
猪名川下水道事務所 建設課	2 ( 1 )			
4 消防長	消防本部	消防総務室	53 ( 0 )	53
5 教育委員会	教育委員会事務局	教育総務室	4 ( 4 )	8
		教育職員室	3 ( 0 )	
		教育推進室	1 ( 1 )	
6 公平委員会	公平委員会事務局	—	10 ( 0 )	10
6実施機関	20部局	53課	501 ( 58 )	501

\* ( ) 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成22年度まで	平成23年度	合 計
請求件数	9,411 ( 390 )	501 ( 58 )	9,912 ( 448 )
不開示又は部分開示件数	4,309 ( 197 )	252 ( 27 )	4,561 ( 224 )

内訳

個人情報	2,885 ( 131 )	223 ( 20 )	3,108 ( 151 )
法人等情報	2,840 ( 103 )	106 ( 18 )	2,946 ( 121 )
審議検討等情報	81 ( 16 )	0 ( 0 )	81 ( 16 )
事務事業情報	1,027 ( 35 )	19 ( 0 )	1,046 ( 35 )
任意提供情報	5 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 0 )
公共安全等情報	229 ( 2 )	0 ( 0 )	229 ( 2 )
法令秘等情報	8 ( 0 )	1 ( 0 )	9 ( 0 )
国等協力関係情報等	47 ( 0 )		47 ( 0 )

- \* 1 ( )内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取り扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成23年度は501件(取下げ38件を含む。)の開示請求(任意開示の申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(51件)又は部分開示(201件)の決定が行われたものが、252件ありました。

このうち、各号についての該当件数はそれぞれ個人情報(第1号)が223件(88.5%)、法人等情報(第2号)が106件(42.1%)、事務事業情報(第4号)が19件(7.5%)、法令秘等情報(第7号)が1件(0.4%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては平成23年度の工事設計書等でした。

制度化以来の通算では9,912件(取下げ等2,555件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(278件)又は部分開示(4,283件)の決定が行われたものは4,561件ありました。各号の該当件数はそれぞれ個人情報が3,108件(68.1%)、法人等情報が2,946件(64.6%)、審議検討等情報が81件(1.8%)、事務事業情報が1,046件(22.9%)、任意提供情報が5件(0.1%)、公共安全等情報が229件(5.0%)、法令秘等情報が9件(0.2%)、国等協力関係情報等が47件(1.0%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成22年度まで	平成23年度	合 計
市内に住所を有する者	8,105	351	8,456
事務所等を有するもの	381	85	466
在勤者	501	0	501
在学者	8	0	8
納税義務者	10	6	16
利害関係者	16	1	17
任意申出者	390	58	448
合 計	9,411	501	9,912

\* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成23年度の開示請求者の内訳は、501件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求351件（70.0%）、事務所等を有するもの（団体・個人）からの請求が85件（17.0%）、納税義務者からの請求が6件（1.2%）、利害関係者からの請求が1件（0.2%）でした。また、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が58件（11.6%）ありました。

制度化以来の通算では9,912件の請求のうち、8,456件（85.3%）が市内に住所を有する者、466件（4.7%）が事務所等を有するもの、501件（5.0%）が市内の事務所や事業所に勤務している者、8件（0.1%）が市内の学校に在学している者、16件（0.2%）が納税義務者、17件（0.2%）が利害関係者、448件（4.5%）が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成22年度まで	平成23年度	合 計
閲覧のみ	1,218 ( 4 )	4 ( 0 )	1,222 ( 4 )
閲覧と写し等の交付	4,487 ( 111 )	298 ( 24 )	4,785 ( 135 )
写し等の交付のみ	675 ( 169 )	56 ( 24 )	731 ( 193 )
聴取又は視聴	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
未実施	32 ( 11 )	3 ( 1 )	35 ( 12 )
合 計	6,412 ( 295 )	361 ( 49 )	6,773 ( 344 )

\* ( ) 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成23年度は、閲覧のみが4件(1.1%)、閲覧と写し等の交付が298件(82.6%)、写し等の交付のみが56件(15.5%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが3件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,222件(18.0%)、閲覧と写し等の交付が4,785件(70.7%)、写し等の交付のみが731件(10.8%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが35件となっています。

(6) 行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成23年4月1日	開発許可申請書(許可番号 )	市民	都市計画推進課 市地整地審査	平成23年4月7日	取下げ	-	-	-	-	
2	平成23年4月1日	開発行為変更許可申請書(許可番号 )	市民	都市計画推進課 市地整地審査	平成23年4月7日	取下げ	-	-	-	-	
3	平成23年4月6日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道事業豊中排水区(2工区)管渠築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべて)	任意申出者	上下水道技術部下水道建設課	平成23年4月15日	全部開示	-	平成23年4月19日	写し等の交付	-	
4	平成23年4月6日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道事業天竺川排水区(3工区)管渠築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべて)	任意申出者	上下水道技術部下水道建設課	平成23年4月15日	全部開示	-	平成23年4月19日	写し等の交付	-	
5	平成23年4月7日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里西町1丁目地内)管渠築造工事」のうち設計書	市民	上下水道技術部下水道管理課	平成23年4月12日	全部開示	-	平成23年4月20日	写し等の交付	-	
6	平成23年4月7日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里東町2丁目地内)管渠築造工事」のうち設計書	市民	上下水道技術部下水道管理課	平成23年4月12日	全部開示	-	平成23年4月20日	写し等の交付	-	
7	平成23年4月7日	公共用地境界確定書(豊中市 )	任意申出者	資産活用課	平成23年4月12日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の交付	-	郵送
8	平成23年4月11日	開発行為等事前相談書(変更)(受付番号 )	市民	都市計画推進課 市地整地審査	平成23年4月20日	部分開示	第1号、第2号	平成23年4月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
9	平成23年4月19日	支出負担行為決議書「平成21年度豊中市水道配水管敷設工事(赤坂1丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術部下水道建設課	平成23年4月27日	全部開示	-	平成23年5月2日	写し等の交付	-	
10	平成23年5月6日	今年の始めに、豊中市の市民が、餓死した際に作成された行政文書一切(死亡したのは、豊中市民の姉妹で、新聞報道された事案)	市民	財務課 事務管理	平成23年5月20日	存否応答拒否	第1号、第7号	-	-	-	
11	平成23年5月6日	求回答書について(回答)(豊財市第 号)	市民	財務課 事務管理	平成23年5月20日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
12	平成23年5月6日	自己情報開示請求について(豊財納第 号)	市民	財務課 事務管理	平成23年5月20日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
13	平成23年5月6日	人事記録(平成22年度以降の財務部税務室市民税課長分)	市民	総務部 人材育成センター 総務課	平成23年5月20日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
14	平成23年5月6日	人事記録(平成20年度以降に健康福祉部福祉事務所に所属していた課長分)	市民	総務部 人材育成センター 総務課	平成23年5月20日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
15	平成23年5月6日	人事記録(平成20年度以降の健康福祉部福祉事務所生活福祉課長分)	市民	総務部 人材育成センター 総務課	平成23年5月20日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
16	平成23年5月6日	人事記録(財務部税務室市民税課に所属する職員2名分)	市民	総務部 人材育成センター 総務課	平成23年5月20日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
17	平成23年5月6日	人事記録(豊財納第 号を決議した職員分)	市民	総務部 人材育成センター 総務課	平成23年5月20日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
18	平成23年5月9日	支出自担行為決議書(工事)(平成22年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥脱水設備更新工事(土木))のうち設計書	任意申出者	下水道 猪名川流域下水道事務所 建設課	平成23年5月20日	全部開示	-	平成23年5月23日	写し等の交付	-	
19	平成23年5月9日	支出自担行為決議書(平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立坑築造工事)のうち設計書(単価表を除くすべて)	任意申出者	下水道 技術部下水道技術センター 水道建設課	平成23年5月20日	全部開示	-	平成23年5月23日	写し等の交付	-	
20	平成23年5月13日	支出自担行為決議書(平成22年度公共下水道事業千里園排水区(1工区)管渠築造工事)のうち設計書(本工事費内訳書、明細書、代価表、単価表)及び数量計算書	市民	下水道 技術部下水道技術センター 水道建設課	平成23年5月19日	全部開示	-	平成23年5月24日	写し等の交付	-	
21	平成23年5月17日	支出自担行為決議書(平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立坑築造工事)のうち設計書(本工事費内訳書、明細書、代価表、単価表)及び数量計算書	市民	下水道 技術部下水道技術センター 水道建設課	平成23年5月19日	全部開示	-	平成23年5月24日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
22	平成23年5月17日	都市計画法または土地地区画整理法に基づき豊中市内の「土地地区画整理事業」(特定土地地区画整理事業、ミニ区画整理事業も含む)で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに換地処分がなされた事業についての換地図、施行地区位置図、施行地区区域図。 都市計画法または土地地区画整理法に基づき豊中市内の「市街地再開発事業」で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに工事が完了したものであるものについての施行地区位置図、施行地区区域図、施工後の地区内の新しい地番がわかる図面。 都市計画法または密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき豊中市内の「防災街区整備事業」で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに工事が完了したものであるものについての施行地区位置図、施行地区区域図、事業完了後の新しい地番がわかる図面。 都市計画法または首都圏(近畿圏)の近郊整備地域帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づき豊中市内の「工業団地造成事業」で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに事業が完了したものであるものについての事業地位置図、事業地区域図、事業完了後の新しい地番がわかる図面。 都市計画法または新住宅市街地開発法に基づき豊中市内の「新住宅市街地開発事業」で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに事業が完了したものであるものについての事業地位置図、事業地区域図、事業完了後の新しい地番がわかる図面。	任意申出者	都市計画推進部 市街地整備課	平成23年5月26日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
23	平成23年5月23日	調査報告書	事業者(団体)	環境政策部	平成23年6月1日	部分開示	第1号	平成23年6月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
24	平成23年5月25日	人事記録(平成23年5月20日付行政文書存否応答拒否決定通知書(豊財納第 号))を決議した職員分)	市民	総務課 人材育成センター	平成23年6月8日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
25	平成23年5月25日	別紙決定(平成23年5月20日付 豊財納第 号)を行った際の決裁文書	市民	健康福祉部	平成23年6月6日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
26	平成23年5月25日	行政文書開示請求について(供覧)(豊財納第 号)	市民	財務課 事務センター	平成23年6月8日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
27	平成23年5月25日	行政文書開示請求について(豊財納第 号)	市民	財務課 事務センター	平成23年6月8日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
28	平成23年5月26日	豊中市上新土地区画整理事業 事業計画書	市民	都市計画推進課 市街地整備課	平成23年5月31日	全部開示	-	平成23年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
29	平成23年6月13日	登録修繕対応指定給水装置工事事業者の登録 に関する要綱の認定について	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
30	平成23年6月13日	登録修繕対応指定給水装置工事事業者の登録 に関する要綱の認定に基づく申込書の登録決定 通知について(平成21年度)	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
31	平成23年6月13日	登録修繕対応指定給水装置工事事業者の登録 について(平成22年度)	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
32 ・ 33	平成23年6月13日	登録修繕対応指定給水装置工事事業者修繕工 事報告書について(平成22・23年度)	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
34	平成23年6月13日	「水道の修繕工事のトラブル防止について」の リーフレット発行について	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
35	平成23年6月13日	登録修繕対応指定給水装置工事事業者登録内 容の変更について	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
36	平成23年6月13日	登録修繕対応指定給水装置工事事業者の登録 制度実施報告について	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
37 ～ 39	平成23年6月13日	平成20～22年度受付対応記録簿	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	部分開示	第2号	平成23年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
40	平成23年6月13日	開発行為変更許可申請書(許可番号 )	市民	都市計画推進課 市街地整備課	平成23年6月27日	部分開示	第1号、第2号、 第4号	平成23年6月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
41 ・ 42	平成23年6月14日	消費生活相談詳細内容(上下水道の修理に關す るもの)平成21・22年度	市民	民生協働課	平成23年6月27日	部分開示	第1号、第2号	平成23年6月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
43	平成23年6月14日	支出負担行為決議書(工事)(平成21年度猪名 川流域下水道原田処理場塩素混和池施設耐震 補強工事のうち設計書	市民	下水道 上水営業課	平成23年6月28日	全部開示	-	平成23年6月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
44	平成23年6月17日	豊中市立東泉丘小学校校舎増築工事の設計図 書のうち設計図面	任意申出者	下水道 上水営業課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
45	平成23年6月17日	豊中市立第四中学校校舎西館、本館東耐震補強工事の設計図書のうち設計図面	任意申出者	資産施設整備課	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
46	平成23年6月17日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)管渠築造工事」のうち設計書(金入り)	利害関係者	下水道技術部下水道建設課	平成23年6月29日	不開示	第4号	-	-	-	
47	平成23年6月20日	標識設置届出書(受付番号 )の添付書類のうち配置図	市民	都市計画推進課	平成23年6月21日	取下げ	-	-	-	-	
48	平成23年6月22日	平成21年度決算資料(委託料・負担金・補助金等調)	市民	財務課	平成23年6月29日	全部開示	-	平成23年7月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
49	平成23年6月22日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)管渠築造工事」のうち設計書(金入り)	任意申出者	下水道技術部下水道建設課	平成23年6月29日	不開示	第4号	-	-	-	
50	平成23年6月23日	開発行為等事前相談書(受付番号 )	任意申出者	都市計画推進課	平成23年7月7日	部分開示	第2号	平成23年7月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
51	平成23年6月23日	開発行為等事前相談書(受付番号 )	任意申出者	都市計画推進課	平成23年7月7日	部分開示	第2号	平成23年7月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
52	平成23年6月23日	開発行為等事前相談書(受付番号 )	任意申出者	都市計画推進課	平成23年7月7日	部分開示	第1号、第2号	平成23年7月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
53	平成23年6月23日	開発行為等事前相談返答書(豊都開第号)	任意申出者	都市計画推進課	平成23年7月7日	全部開示	-	平成23年7月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
54	平成23年6月23日	開発行為等事前相談返答書(豊都開第号)	任意申出者	都市計画推進課	平成23年7月7日	全部開示	-	平成23年7月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
55	平成23年6月23日	開発行為等事前相談返答書(豊都開第号)	任意申出者	都市計画推進課	平成23年7月7日	全部開示	-	平成23年7月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
56	平成23年6月28日	支出負担行為決議書「平成20年度穂積菟江線(千成町)整備工事」のうち設計書(金入り)	市民	都市計画推進課	平成23年7月4日	全部開示	-	平成23年7月6日	写し等の交付	-	
57	平成23年6月29日	検後の水道メーターの青サビについての製造業社に対しての依頼書(平成23年度調査のためのメーターの引渡しについて)	市民	下水道営業課	平成23年7月12日	全部開示	-	平成23年7月19日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
58	平成23年6月29日	8年前～10年前の水道メーターの成績表(水道法構造材質についての)各社	市民	下水道客様排水センター	平成23年7月12日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
59	平成23年6月29日	検測後の水道メーターの青サビについての試験結果(構造材質についての)メーカー各社	市民	下水道客様排水センター	平成23年7月12日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
60	平成23年6月30日	労働基準法違反の是正勧告に対する改善措置について	任意申出者	市立豊中病院	平成23年7月14日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
61	平成23年7月4日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)管渠築造工事」のうち設計書(金入り)	任意申出者	上下水道技術センター	平成23年7月12日	不開示	第4号	-	-	-	
62	平成23年7月6日	開発行為等事前相談書(受付番号 )	市民	都市計画推進センター	平成23年7月19日	部分開示	第2号	平成23年7月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
63	平成23年7月6日	開発行為等事前相談書(豊都開第 号)	市民	都市計画推進センター	平成23年7月19日	全部開示	-	平成23年7月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
64	平成23年7月11日	平成6年度豊中市水道配水管設計業務委託 土質調査報告書(委託 2及び委託 4)のうちボーリング柱状図及び調査位置図	任意申出者	上下水道建設	平成23年7月25日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
65	平成23年7月11日	豊中市立野畑小学校 調査位置図・土質柱状図	任意申出者	教育局員事務	平成23年7月25日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
66	平成23年7月11日	豊中市立少路小学校 位置図・土質柱状断面図	任意申出者	教育局員事務	平成23年7月25日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
67	平成23年7月11日	豊中市立第十一中学校 調査位置図・ボーリング柱状図	任意申出者	教育局員事務	平成23年7月25日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
68	平成23年7月11日	豊中市立北緑丘小学校 推定土質断面図・地質柱状図・ボーリング位置図・土質調査柱状図・ボーリング位置図・土質柱状断面図 調査位置平面図・ボーリング柱状図	任意申出者	教育局員事務	平成23年7月25日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
69	平成23年7月14日	豊中市上下水道局の公文書一切(件名目録が無い為)	市民	下水道客様排水センター	平成23年9月5日	却下	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
70	平成23年7月14日	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき対応状況等に関する調査について(平成22年度)	市民	健康福祉事務支所課	平成23年7月21日	全部開示	-	平成23年7月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
71	平成23年7月19日	開発許可申請書(受付番号)	市民	都市計画推進課	平成23年8月9日	部分開示	第1号、第2号	平成23年8月12日	閲覧及び写し等の交付	-	7日間延長
72	平成23年7月19日	開発行為等協議申出書(豊中市指令都開第号)	市民	都市計画推進課	平成23年8月9日	部分開示	第1号、第2号	平成23年8月12日	閲覧及び写し等の交付	-	7日間延長
73	平成23年7月20日	自治会活動に起因する事故に関する保険契約に係る仕様内容並びに指名競争入札の実施及び業者指名について(仕様書)	任意申出者	政策企画課	平成23年7月22日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
74	平成23年7月20日	自治会活動に起因する事故に関する保険契約の締結について(保険証券及び特約事項)	任意申出者	政策企画課	平成23年7月22日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
75	平成23年7月20日	自治会活動災害補償保険 支払い実績(平成22年度)	任意申出者	政策企画課	平成23年7月22日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
76	平成23年7月22日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	都市計画推進課	平成23年7月29日	部分開示	第2号	平成23年8月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
77	平成23年7月22日	開発行為等事前相談返答書(豊都開第号)	市民	都市計画推進課	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
78	平成23年7月22日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業区内排水区貯留管(合流改善)立坑築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべて)	任意申出者	上下水道技術部下水道技術センター課	平成23年8月3日	全部開示	-	平成23年8月9日	写し等の交付	-	
79	平成23年7月27日	小規模貯水水槽水道調査業務報告書(平成23年2月・3月分)	市民	上下水道営業課	平成23年8月10日	部分開示	第1号、第2号	平成23年8月18日	閲覧	-	
80	平成23年7月27日	小規模貯水水槽水道現地調査書(平成23年4月・5月分)	市民	上下水道営業課	平成23年8月10日	部分開示	第1号、第2号	平成23年8月18日	閲覧	-	
81	平成23年8月1日	行政財産の使用許可について(豊中市職員組合分)	事業者(団体)	資産活用推進課	平成23年8月15日	部分開示	第2号	平成23年8月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
82	平成23年8月1日	調定決議書及び通知書(豊中市職員組合電気水道負担金3回払いの3回目)	事業者(団体)	資産活用推進課	平成23年8月15日	全部開示	-	平成23年8月19日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
83 ～ 92	平成23年8月1日	規約等変更届出書(2001～2010年)の組合役員一覧表	事業者(団体)	公平委員会事務局	平成23年8月15日	部分開示	第1号	平成23年8月19日	閲覧及び書き等の交付	-	
93	平成23年8月2日	規程改正等における法務室とのアライング内容について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
94	平成23年8月2日	給水条例施行規程及び下水道条例施行規程の法務室ヒアリングについて	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
95	平成23年8月2日	条例改正に伴う法務室からのヒアリング及び資料提出について(ただし上下水道使用料の日割計算に関する資料)	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
96	平成23年8月2日	条例改正に伴う法務室からの課題について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
97	平成23年8月2日	水道事業給水条例及び下水道条例の再提出について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
98	平成23年8月2日	平成22年7月臨時会に提出を予定している条例改正について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
99	平成23年8月2日	新料金制度における開閉栓に伴う日割算定について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
100	平成23年8月2日	日割計算の方法について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
101	平成23年8月2日	要綱の制定について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
102	平成23年8月2日	要綱の制定について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
103	平成23年8月2日	豊中市水道事業給水条例等改正案に関する資料の送付について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長
104	平成23年8月2日	豊中市下水道条例施行規程の一部を改正する規程について	市民	下水道営繕課	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び書き等の交付	-	14日間延長

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
105	平成23年8月2日	豊中市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程について	市民	上総お窓 下水営務	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	14日間延長
106	平成23年8月2日	平成22年度 第3回上下水道事業経営本部会議 議事録	市民	上総お窓 下水営企	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	14日間延長
107	平成23年8月2日	平成22年度 第4回上下水道事業経営本部会議 議事録	市民	上総お窓 下水営企	平成23年8月30日	全部開示	-	平成23年9月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	14日間延長
108	平成23年8月2日	平成22年11月1日から現在まで、上下水道局の 開閉柱に伴う上下水道使用料及び計算方法	市民	上総お窓 下水営セク	平成23年9月9日	全部開示	-	平成23年9月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	24日間延長
109	平成23年8月4日	平成18年度政策会議の提出案件について	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
110	平成23年8月4日	平成18年度6月政策会議結果について	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
111	平成23年8月4日	平成19年度1月政策会議の報告案件について	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
112	平成23年8月4日	平成20年5月政策会議の資料提出について	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
113	平成23年8月4日	平成20年度10月政策会議の案件の提出について	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
114	平成23年8月4日	平成20年10月政策会議審議結果公表に関する 照会について(回答)	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
115	平成23年8月4日	政策会議の審議結果について(平成20年6月28 日)	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
116	平成23年8月4日	政策会議の審議結果について(平成20年11月 25日)	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
117	平成23年8月4日	平成21年度予算調整会議(定例政策会議1月 期)の資料の提出について	市民	消防総務	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
118	平成23年8月4日	平成21年5月政策会議報告資料について(提出)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
119	平成23年8月4日	政策会議の審議結果について(通知)(平成21年6月29日)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
120	平成23年8月4日	平成21年度5月政策会議の審議概要のHP公開について(加筆修正)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
121	平成23年8月4日	平成21年度5月政策会議の審議概要のHP公開について(通知)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
122	平成23年8月4日	平成22年5月政策会議資料の提出について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
123	平成23年8月4日	平成22年5月政策会議の審議結果について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
124	平成23年8月4日	平成22年5月政策会議の審議結果の一部修正について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
125	平成23年8月4日	平成22年5月政策会議の審議概要のHP公表について(通知)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
126	平成23年8月4日	平成22年10月政策会議資料の提出について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
127	平成23年8月4日	平成22年10月政策会議の審議結果について(通知)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
128	平成23年8月4日	平成22年10月政策会議の概要について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
129	平成23年8月4日	平成22年度予算調整会議(1月政策会議)の開催について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
130	平成23年8月4日	平成23年5月政策会議の開催について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
131	平成23年8月4日	平成23年5月政策会議の審議対象の分類について(通知)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
132	平成23年8月4日	政策会議の審議結果について(通知)(平成23年7月12日)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
133	平成23年8月4日	平成23年5月政策会議の概要のHP公表について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
134 ～ 136	平成23年8月4日	第1～3回消防拠点再配置検討委員会の開催について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
137 ～ 139	平成23年8月4日	第1～3回消防拠点再配置検討委員会の開催について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
140 ～ 149	平成23年8月4日	第1～10回消防拠点再配置検討委員会議事録について(平成20年度)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
150 ～ 152	平成23年8月4日	第1～3回消防拠点再配置検討委員会議事録について(平成21年度)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
153 ～ 155	平成23年8月4日	第1～3回消防拠点再配置検討委員会議事録について(平成22年度)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
156	平成23年8月4日	「淺利市長の基本70政策の進捗状況」について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
157	平成23年8月4日	平成23年度予算編成市長報告資料について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
158	平成23年8月4日	消防拠点再配置検討委員会の設置について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
159	平成23年8月4日	平成23年3月定例会 現地視察について	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
160	平成23年8月4日	豊中市北消防署新千里出張所移転改築工事に伴う地質調査委託の期間変更について(依頼)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
161	平成23年8月4日	重点施策提案調書及び政策会議提案書の提出について(回答)	市民	消防総務部	平成23年8月18日	全部開示	-	平成23年8月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
162	平成23年8月4日	住宅新築届受付一覧簿(平成23年4月1日~6月30日受付分)	任意申出者	市民窓口センター	平成23年8月10日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
163	平成23年8月9日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業区内排水区貯留管(含流改善)立坑築造工事」のうち設計書における積算根拠資料(土留材計測管理)	任意申出者	上下水道技術部下水道建設センター	平成23年8月23日	部分開示	第1号	平成23年8月31日	写し等の交付	-	
164	平成23年8月9日	法務・コンプライアンス室の平成23年4月から現在までのような職務を行ったかその資料一切	市民	総務・コンプライアンス室	平成23年8月18日	取下げ	-	-	-	-	
165	平成23年8月12日	確認済証番号 第H21認建豊中 号建築確認申請書のうち、立面図・断面図	任意申出者	都市計画推進センター	平成23年8月22日	部分開示	第1号、第2号	平成23年8月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
166	平成23年8月15日	「大阪府豊中市岡町」が記載されている住居表示台帳の写し 1通	任意申出者	市民窓口センター	平成23年8月15日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
167	平成23年8月19日	環境情報サロンにおける情報提供等業務委託に関する文書一式(委託契約書、業務仕様書、委託料が判る書類など)	市民	環境政策部	平成23年8月30日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
168	平成23年8月19日	開発行為変更許可申請書(許可番号 )	市民	都市調関係	平成23年9月2日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
169	平成23年8月19日	(仮称)新築工事の建築行為等届出書(調査依頼書)	市民	都市計画推進センター	平成23年9月2日	全部開示	-	平成23年9月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
170	平成23年8月22日	平成22年度(4月~3月) 事故報告書	任意申出者	環境センター	平成23年9月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
171	平成23年8月22日	平成23年度(4月~7月) 事故報告書	任意申出者	環境センター	平成23年9月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
172	平成23年8月23日	境界確定図(豊中市 )	市民	環境活用課	平成23年8月25日	全部開示	-	平成23年8月31日	閲覧及び写し等の交付	-	
173	平成23年8月24日	テレビ電波受信障害防除対策施設設置に関する協定について	市民	情報政策部	平成23年9月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月14日	閲覧及び写し等の交付	-	



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
174	平成23年8月24日	テレビ電波受信障害防除対策施設設置に関する協定(追加分)について	市民	情報政策室	平成23年9月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
175	平成23年8月24日	テレビ電波受信障害防除対策施設維持管理に関する協定について	市民	情報政策室	平成23年9月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
176	平成23年8月24日	テレビ電波受信障害防除対策施設設置に関する協定の一部を変更する協定の締結について	市民	都市計画推進部 まちづくり総務室	平成23年9月5日	部分開示	第2号	平成23年9月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
177	平成23年8月24日	テレビ電波受信障害防除対策施設設置に関する協定の一部を変更する協定の締結について	市民	都市計画推進部 まちづくり総務室	平成23年9月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
178	平成23年8月24日	テレビ電波受信障害防除対策施設設置に関する協定について	市民	都市計画推進部 まちづくり総務室	平成23年9月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
179	平成23年8月24日	テレビ電波受信障害防除対策施設設置に関する協定について	市民	都市計画推進部 まちづくり総務室	平成23年9月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
180	平成23年8月25日	第H21認定豊中 まち、建物高さ及び測定辺長の図面	任意申出者	都市調建課 土地利用課	平成23年8月25日	全部開示	-	平成23年8月25日	閲覧及び写し等の交付	-	即時開示
181	平成23年8月31日	公共用地境界確定書(豊中市)	事業者(団体)	資産活用課	平成23年9月7日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
182	平成23年9月8日	豊中市立中学校教科用図書調査員名簿(平成24年度使用中学校教科用図書)	任意申出者	教育委員会 推進室	平成23年9月9日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
183	平成23年9月12日	豊中市上新田土地区画整理組合 第12回総会議事録	事業者(団体)	都市計画推進部 地整課	平成23年9月15日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
184	平成23年9月12日	豊中市上新田土地区画整理組合 第13回総会議事録	事業者(団体)	都市計画推進部 地整課	平成23年9月15日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
185	平成23年9月12日	豊中市上新田土地区画整理組合 第14回総会議事録	事業者(団体)	都市計画推進部 地整課	平成23年9月15日	部分開示	第1号、第2号	平成23年9月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
186	平成23年9月22日	小規模貯水槽水道調査業務報告書(平成21年度9月から5.3月迄)	市民	上下水道課 お客様センター	平成23年10月3日	取下げ	-	-	-	-	情報提供

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
187	平成23年9月22日	小規模貯水槽水道調査業務報告書(平成22年度分)	市民	下水道営繕課 下客様排水	平成23年10月3日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
188	平成23年9月22日	小規模貯水槽の有効水量(豊中市内すべて)	市民	下水道営繕課 下客様排水	平成23年10月3日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
189	平成23年9月22日	小規模貯水槽の年間使用量(現在より過去1年間)	市民	下水道営繕課 上客様排水	平成23年10月3日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
190	平成23年9月22日	小規模貯水槽水道現地調査書(平成23年4月から9月22日迄)	市民	下水道営繕課 上客様排水	平成23年10月3日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
191	平成23年10月3日	豊中市立小・中学校 府費負担教職員 通勤届	市民	教育委員会 教職推進課	平成23年11月29日	部分開示	第1号	平成23年12月2日	閲覧及び写し等の交付	-	45日間延長
192	平成23年10月3日	修繕指令システムによる受付(メーター下流側有償漏水調査を抽出し印刷)	市民	下水道技術センター 下水道維持	平成23年10月14日	部分開示	第1号	平成23年10月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
193	平成23年10月11日	開発許可処分取消請求事件の代理の委任について(平成22年度 豊ま開第 号)	市民	都市計画推進課 市地整審	平成23年10月21日	部分開示	第1号	平成23年10月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
194	平成23年10月11日	開発許可処分取消請求事件の代理の委任について(平成23年度 豊都開第 号)	市民	都市計画推進課 市地整審	平成23年10月21日	部分開示	第1号	平成23年10月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
195	平成23年10月14日	平成22年度決算状況(決算カード)	任意申出者	財務課	平成23年10月14日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
196	平成23年10月17日	給水装置工事申込書(平成18年7月提出分)	市民	下水道営繕課 上客様排水	平成23年10月27日	存否応答拒否	第1号	-	-	-	
197	平成23年10月17日	排水設備工事計画確認申請書(平成18年7月提出分)	市民	下水道営繕課 上客様排水	平成23年10月27日	存否応答拒否	第1号	-	-	-	
198	平成23年10月21日	支出負担行為決議書「平成22年度豊中市水道配水管敷設工事(1永楽班4丁目)」のう5設計書	事業者(団体)	下水道建設 上技術部水道技術センター	平成23年10月27日	全部開示	-	平成23年10月31日	写し等の交付	-	
199	平成23年10月25日	開発行為等協議申出書(受付番号 )	任意申出者	都市計画推進課 市地整審	平成23年11月7日	部分開示	第1号、第2号	平成23年11月10日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
200	平成23年10月25日	協議申出書(受付番号 )	任意申出者	都市計画推進課 土地利用審査	平成23年11月7日	部分開示	第1号、第2号	平成23年11月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
201	平成23年10月25日	開発許可申請書(許可番号 )	任意申出者	都市計画推進課 土地利用審査	平成23年11月7日	部分開示	第1号、第2号	平成23年11月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
202	平成23年10月25日	支出負担行為決議書「平成22年度豊中市水道配水管敷設工事(5新千里西町2丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 水道建設	平成23年10月27日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
203	平成23年10月25日	支出負担行為決議書「平成22年度豊中市水道配水管敷設工事(24豊南町西1丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 水道建設	平成23年10月27日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
204	平成23年10月25日	支出負担行為決議書「平成22年度豊中市水道配水管敷設工事(25庄内西町4丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 水道建設	平成23年10月27日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
205	平成23年10月25日	支出負担行為決議書「平成22年度豊中市水道給水管整備工事(504本町3丁目外)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 水道建設	平成23年10月27日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
206	平成23年10月31日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業庄内排水区(庄内西町4丁目地内)管渠築造工事」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 水道建設	平成23年11月11日	全部開示	-	平成23年11月18日	写し等の 交付	-	
207	平成23年11月9日	平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)管渠築造工事施工計画書のうち施工体系兼災害防止協議会組織図及び再生資源利用促進計画書	市民	上下水道技術センター 水道建設	平成23年11月11日	全部開示	-	平成23年11月29日	写し等の 交付	-	
208	平成23年11月17日	(水質汚濁防止法等に基づく)業種別特定届出工場・事業場一覧表	任意申出者	環境政策	平成23年11月24日	全部開示	-	平成23年11月29日	写し等の 交付	-	
209	平成23年11月17日	有害物質使用特定事業場一覧 廃止有害物質使用特定事業場一覧	任意申出者	環境政策	平成23年11月24日	全部開示	-	平成23年11月29日	写し等の 交付	-	
210	平成23年11月21日	工事用車両通行認定及び協定書の締結について平成23年度豊基管特第 号	市民	都市基盤センター 管路管理	平成23年12月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
211 ・ 212	平成23年11月21日	特殊車両通行による協議について平成23年度豊基管特第 号	市民	都市基盤センター 管路管理	平成23年12月5日	部分開示	第1号	平成23年12月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
214 ～ 218	平成23年11月21日	特殊車両通行による協議について平成23年度豊基管特第 号	市民	都市基盤センター 管路管理	平成23年12月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
219 ～ 223	平成23年11月21日	道路工事施工承認について 平成23年度 ～ 号	市民	都市基盤 道路セグ管理 課	平成23年12月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
224 ～ 226	平成23年11月21日	道路占用許可書 平成23年度豊中市指令基管 第 号	市民	都市基盤 道路セグ管理 課	平成23年12月5日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
227	平成23年11月21日	開発行為等事前相談書(受付番号 )	市民	都市計 画推進 セグ管理 課	平成23年11月28日	部分開示	第1号、第2号	平成23年11月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
228	平成23年11月21日	開発行為等事前相談返答書(豊都開第 号)	市民	都市計 画推進 セグ管理 課	平成23年11月28日	全部開示	-	平成23年11月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
229	平成23年11月29日	平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管 (合流改善)管渠築造工事協議書(打合せ簿) (発注者発議)のうち平成23年11月15日までの全 て	市民	上下 水道 技術部 下水道 建設 課	平成23年12月2日	部分開示	第1号	平成23年12月9日	写し等の 交付	-	
230	平成23年11月30日	平成23年度生活保護法等における診療報酬明 細書(レセプト)点検等業務委託の仕様書・契約 書および契約金額	任意申出者	健康 福祉 生活 課	平成23年12月13日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
231	平成23年11月30日	標識設置届出書( )	市民	都市計 画推進 高調 課	平成23年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
232	平成23年11月30日	事前説明報告書( )	市民	都市計 画推進 高調 課	平成23年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
233	平成23年11月30日	事前説明報告書確認通知書( )	市民	都市計 画推進 高調 課	平成23年12月14日	全部開示	-	平成23年12月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
234 ～ 242	平成23年11月30日	登降所時間表兼出席表 家庭保育所(平 成23年8月分)	市民	こ保 ども 未 来 園 課	平成23年12月14日	不開示	第1号	-	-	-	
243 ～ 251	平成23年11月30日	登降所時間表兼出席表 家庭保育所(平 成23年10月分)	市民	こ保 ども 未 来 園 課	平成23年12月14日	不開示	第1号	-	-	-	
252 ～ 260	平成23年11月30日	ローテーション表 家庭保育所	市民	こ保 ども 未 来 園 課	平成23年12月14日	不開示	第1号	-	-	-	
261 ～ 269	平成23年11月30日	職員名簿 家庭保育所(施設長の保育士 資格のわかる文書)	市民	こ保 ども 未 来 園 課	平成23年12月14日	不開示	第1号	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
270 ～ 278	平成23年11月30日	職員名簿 家庭保育所(職員数と保育士資格のわかる文書)	市民	こども未来園 保育士調査推進課	平成23年12月14日	部分開示	第1号	平成23年12月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
279	平成23年12月2日	開発行為等協議申出書(受付番号)	任意申出者	都市計画法推 進課	平成23年12月12日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
280	平成23年12月2日	開発許可申請書(許可番号)	任意申出者	都市計画法推 進課	平成23年12月12日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
281	平成23年12月2日	開発行為等協議申出書(豊建指第号)	任意申出者	都市計画法推 進課	平成23年12月12日	部分開示	第1号、第2号	平成23年12月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
282 ～ 289	平成23年12月5日	支出負担行為兼支出命令書(第1～8回地域自治システム調査検討委員会、委員謝礼)	事業者 (団体)	政策企画課	平成23年12月14日	全部開示	-	平成23年12月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
290 、 291	平成23年12月5日	支出負担行為兼支出命令書(1、2回地域自治システム調査検討委員会、委員謝礼)	事業者 (団体)	政策企画課	平成23年12月14日	全部開示	-	平成23年12月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
292	平成23年12月12日	下水道工事で設計書、完了図、設計金額等すべて上記入札状況のわかる文書(過去10年間)	市民	上下水道技術センター 下水道建設課	平成23年12月26日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
293	平成23年12月12日	豊中市が発注した工事で設計書内容のわかる金額、入札状況(給排水工事(市水道メータ含む))の資料一切(過去10年間)	市民	総務課	平成23年12月26日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
294	平成23年12月12日	消費生活相談マニュアル	市民	市民生活協働センター	平成24年2月9日	全部開示	-	平成24年2月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	45日間延長
295	平成23年12月12日	金融商品に関する相談処理マニュアル	市民	市民生活協働センター	平成24年2月9日	部分開示	第1号、第4号	平成24年2月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	45日間延長
296	平成23年12月12日	個人情報に係る相談処理マニュアル	市民	市民生活協働センター	平成24年2月9日	部分開示	第1号、第4号	平成24年2月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	45日間延長
297	平成23年12月12日	消費者契約法関連相談事例集	市民	市民生活協働センター	平成24年2月9日	部分開示	第1号、第4号	平成24年2月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	45日間延長
298	平成23年12月12日	「情報通信関連」に係る相談処理マニュアル	市民	市民生活協働センター	平成24年2月9日	部分開示	第1号、第2号、 第4号	平成24年2月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	45日間延長

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
299	平成23年12月13日	消費生活相談内容平成22年度4月分(一部)75件	市民	市民生活相談課	平成24年2月9日	部分開示	第1号、第2号	平成24年2月23日	閲覧及び写し等の交付	-	44日間延長(特例延長)
300	平成23年12月13日	消費生活相談内容平成22年度4月分(一部)150件[第2回目]	市民	市民生活相談課	平成24年4月10日	部分開示	第1号、第2号	平成24年5月8日	閲覧及び写し等の交付	-	105日間延長(特例延長)
301～317	平成23年12月13日	消費生活相談内容平成22年度	市民	市民生活相談課	未決定	-	-	-	-	-	特例延長
318	平成23年12月13日	消費生活相談内容平成23年度4月分(一部)50件	市民	市民生活相談課	平成24年2月9日	部分開示	第1号、第2号	平成24年2月23日	閲覧及び写し等の交付	-	44日間延長(特例延長)
319	平成23年12月13日	消費生活相談内容平成23年度4月分(一部)50件[第2回目]	市民	市民生活相談課	平成24年4月10日	部分開示	第1号、第2号	平成24年5月8日	閲覧及び写し等の交付	-	105日間延長(特例延長)
320～340	平成23年12月13日	消費生活相談内容平成23年度	市民	市民生活相談課	未決定	-	-	-	-	-	特例延長
341、342	平成23年12月13日	給水装置工事申込書について	市民	都市計画推進課	平成23年12月27日	部分開示	第2号	平成24年1月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
343	平成23年12月13日	市営住宅の各戸検針及び各戸収納申込書並びに契約について	市民	都市計画推進課	平成23年12月27日	全部開示	-	平成24年1月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
344	平成23年12月14日	豊中市下水道条例施行規程第8条の(軽微な工事は、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更の工事とは、どのような工事が条例を作った時の解釈の資料一切)	市民	下水道課	平成23年12月27日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
345	平成23年12月14日	給水装置工事に関わる水道メーターの設置について(平成22年)	市民	下水道課	平成23年12月27日	全部開示	-	平成24年1月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
346	平成23年12月14日	竣工検査・設計審査の業務内容の設定について	市民	下水道課	平成23年12月27日	全部開示	-	平成24年1月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
347	平成23年12月14日	排水設備工事計画確認申請書(改造)(公共下水道の開始から現在迄単価の表示してあるもの、年毎10件)	市民	下水道課	平成23年12月27日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
348	平成23年12月14日	豊中市下水道条例第8条(管理規程で定める軽微な工事を除く)とあるが軽微な工事はどのような工事がかわかる資料一切	市民	下水道課	平成23年12月14日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
349	平成23年12月14日	要綱の制定について	市民	下水道課 上客窓	平成23年12月27日	全部開示	-	平成24年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
350	平成23年12月14日	要綱の一部改正について	市民	下水道課 上客窓	平成23年12月27日	全部開示	-	平成24年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
351	平成23年12月14日	新料金制度における共同住宅(アパート)計算及び び場屋用の案内について	市民	下水道課 上客窓	平成23年12月27日	全部開示	-	平成24年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
352	平成23年12月15日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道 事業豊中排水区(2工区)管渠築造工事」のうち設 計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価 表)及び一般仕様書、特記仕様書、特記仕様書 (家屋事前調査)	任意申出者	下水道課 上技術部 下水道	平成23年12月28日	全部開示	-	平成24年1月10日	写し等の 交付	-	
353	平成23年12月15日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道 事業桜塚排水区(3工区)管渠築造工事」のうち設 計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価 表)及び一般仕様書、特記仕様書、特記仕様書 (機械)、特記仕様書(電気)	任意申出者	下水道課 上技術部 下水道	平成23年12月28日	全部開示	-	平成24年1月10日	写し等の 交付	-	
354 ~ 355	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(第2・3回豊中市改 革創造会議、委員謝礼)	事業者 (団体)	政 策 財 対	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
356 ~ 359	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(第1~4回豊中市 改革創造会議地域発展・減入確保部会、委員謝 礼)	事業者 (団体)	政 策 財 対	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
360 ~ 362	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(第1~3回豊中市 改革創造会議職員活性化・人件費適正化部会、 委員謝礼)	事業者 (団体)	政 策 財 対	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
363 ~ 365	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(第1・2回豊中市改 革創造会議三部会長会議、第3回豊中市改革創 造会議三部会長会議、委員謝礼)	事業者 (団体)	政 策 財 対	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
366 ~ 372	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(平成22・23年度、 豊中市改革創造会議 市有施設有効活用部会、 委員謝礼)	事業者 (団体)	政 策 財 対	平成23年12月26日	全部開示	-	平成24年1月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
373 ~ 374	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(第1・2回とよなか男 女共同参画推進センターすてっぷ指定管理者選 定委員会、委員謝礼)	事業者 (団体)	政 策 財 対	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
375 ~ 382	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(平成22・23年度、 外国人市民会議、委員謝礼)	事業者 (団体)	政 策 財 対	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
383 ・ 384	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(第2・3回とよなか国際交流センター指定管理者選定委員会、委員謝礼)	事業者(団体)	人権文政部文化策	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
385 ～ 392	平成23年12月16日	支出負担行為兼支出命令書(平成22・23年度、千里文化センター市民運営会議、委員謝礼)	事業者(団体)	市民協働センター	平成23年12月27日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
393	平成23年12月19日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	資産活用課	平成23年12月26日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
394	平成23年12月19日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	資産活用課	平成23年12月26日	部分開示	第2号	平成24年1月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
395	平成23年12月19日	公営企業会計システム操作マニュアル	任意申出者	水道営業課	平成23年12月26日	不開示	第2号	-	-	-	
396	平成23年12月20日	開発行為変更許可申請書(許可番号)	市民	都市計画推進課	平成24年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月4日	閲覧及び写し等の交付	-	
397	平成23年12月20日	豊中市立東泉丘小学校校舎増築工事の配置図	任意申出者	施設整備課	平成23年12月28日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
398 ～ 404	平成23年12月21日	支出負担行為兼支出命令書(平成22・23年度、行政評価制度検討委員会、委員謝礼)	事業者(団体)	政企業画課	平成24年1月4日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
405 ～ 409	平成23年12月21日	支出負担行為兼支出命令書(平成22・23年度、とよなか都市創造研究所運営委員会、委員謝礼)	事業者(団体)	政企業画課	平成23年12月27日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
410 ～ 413	平成23年12月21日	支出負担行為兼支出命令書(平成22・23年度、とよなか都市創造研究所運営委員会、委員謝礼)	事業者(団体)	政企業画課	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
414 ・ 415	平成23年12月21日	支出負担行為兼支出命令書(平成23年度、第1・2回(仮称)とよなか健康やかみ条例に関する懇話会、委員謝礼)	事業者(団体)	政企業画課	平成23年12月28日	部分開示	第1号	平成24年1月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
416	平成23年12月22日	市道明示図(豊中市)	任意申出者	資産活用課	平成23年12月28日	全部開示	-	平成24年1月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
417 ・ 418	平成23年12月28日	道路工事施工承認について(平成23年度号)	市民	都市基盤課	平成24年1月11日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月16日	閲覧及び写し等の交付	-	



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
419 ～ 420	平成23年12月28日	工事用車両通行による協議について(平成23年度豊基管特第号)	市民	都市基盤センター管理	平成23年1月11日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
421 ～ 426	平成23年12月28日	特殊車両通行による協議について(平成23年度豊基管特第号)	市民	都市基盤センター管理	平成23年1月11日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
427	平成24年1月5日	道路の位置指定申請書(指定番号)	市民	都市計画推進センター審査	平成24年1月16日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
428	平成24年1月10日	境界確定図(豊中市)	任意申出者	都市課	平成24年1月12日	部分開示	第1号、第2号	平成24年1月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
429	平成24年1月10日	財産区財産の一部公用廃止並びに処分申請書	市民	資産活用	平成24年1月18日	部分開示	第1号	平成24年1月23日	閲覧及び写し等の交付	-	
430	平成24年1月10日	支出負担行為決議書「平成22年度豊中市水道配水管敷設工事(13蛸池北町1丁目、14蛸池東町3丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター	平成24年1月13日	全部開示	-	平成24年1月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
431	平成24年1月10日	支出負担行為決議書「平成22年度豊中市水道給水管整備工事(502島江町2丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター	平成24年1月13日	全部開示	-	平成24年1月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
432	平成24年1月20日	西緑丘第3号線外6路線補修工事の金入設計書(変更)(平成22年度)	市民	都市基盤センター維持	平成24年1月27日	全部開示	-	平成24年1月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
433	平成24年1月20日	支出負担行為決議書「平成22年度豊中排水区下水管渠修繕工事(その2)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター管理	平成24年1月27日	全部開示	-	平成24年1月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
434	平成24年1月20日	(仮称)養護老人ホーム永寿園とよなか等施設整備事業に伴う土地調査について	市民	健康福祉課	平成24年2月3日	部分開示	第2号	平成24年2月6日	写し等の交付	-	
435	平成24年1月27日	豊中市内の60歳代姉妹の死亡について(情報提供)	市民	健康福祉課	平成24年2月6日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
436	平成24年1月30日	人事記録(平成21年2月3日に健康福祉部福祉事務所生活福祉課で面接した者にかかる「面接相談記録票」(受付番号)を記載した職員(分))	市民	総務課	平成24年2月10日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
437 ～ 439	平成24年2月1日	給水装置工事台帳(屋内のみの給水装置工事)	市民	上下水道課	平成24年2月15日	部分開示	第1号、第2号	平成24年2月16日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
440	平成24年2月8日	豊中市が作成した別紙行政文書(面接相談記録票)において、ホームレス自立支援センターの入所に関して、大阪府、大阪市、豊中市が協議した際の行政文書一切。	市民	健康福祉生活	平成24年2月22日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
441	平成24年2月8日	確認書の件について(回答)(平成24年2月16日付)	市民	健康福祉生活	平成24年2月22日	部分開示	第1号	未実施	写し等の交付	-	
442	平成24年2月8日	確認書の受理について(豊健高第 号)	市民	健康福祉生活	平成24年2月22日	部分開示	第1号	未実施	写し等の交付	-	
443	平成24年2月8日	豊中市立東泉丘小学校校舎増築工事設計委託の再委任承諾申請書	任意申出者	資産活用	平成24年2月10日	部分開示	第2号	-	写し等の交付	-	郵送
444	平成24年2月9日	公共用地境界確定書(豊中市)	市民	資産活用	平成24年2月14日	部分開示	第1号、第2号	平成24年2月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
445	平成24年2月13日	市道路敷境界確定図(豊中市)	任意申出者	資産活用	平成24年2月20日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
446	平成24年2月14日	自主管理協定団体一覧表	市民	環境推進	平成24年2月28日	全部開示	-	平成24年3月5日	閲覧	-	
447	平成24年2月14日	愛護活動団体一覧表	市民	環境推進	平成24年2月28日	部分開示	第1号	平成24年3月5日	閲覧	-	
448	平成24年2月20日	豊中市上下水道局に市民より修理依頼(業者紹介)の資料一切(平成23年4月～現在迄)	市民	下水道営業	平成24年3月2日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
449	平成24年2月24日	道路の位置の指定の事前調整依頼書(受付番号)	市民	都市計画推進	平成24年3月5日	部分開示	第1号	平成24年3月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
450	平成24年2月24日	道路の位置の指定(廃止)の事前調整依頼書(受付番号)	市民	都市計画推進	平成24年3月5日	部分開示	第1号	平成24年3月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
451 ～ 461	平成24年2月28日	小規模貯水槽水道現地調査書(平成23年4月分～平成24年2月分)	市民	下水道営業	平成24年3月13日	部分開示	第1号、第2号	平成24年3月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
462	平成24年2月29日	住居新築届受付一覧簿(平成23年7月1日～12月31日受付分)	任意申出者	市民協働	平成24年3月8日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
463	平成24年3月1日	豊中市立第一中学校屋内運動場耐震補強工事の設計図書のうち工事内訳書	任意申出者	資産施設 生活整備 部課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
464	平成24年3月1日	豊中市立南桜塚小学校校舎耐震補強工事の設計図書のうち工事内訳書	任意申出者	資産施設 生活整備 部課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
465	平成24年3月6日	平成21年度 路線価明細書( )	納税義務者	財務七セタク 務七セタク 部一課	平成24年3月9日	全部開示	-	平成24年3月13日	写し等の交付	-	
466	平成24年3月6日	平成21年度 鑑定評価書( )	納税義務者	財務七セタク 務七セタク 部一課	平成24年3月9日	部分開示	第1号	平成24年3月13日	写し等の交付	-	
467	平成24年3月6日	平成24年度 鑑定評価書( )	納税義務者	財務七セタク 務七セタク 部一課	平成24年3月8日	取下げ	-	-	-	-	
468	平成24年3月6日	平成24年度 路線価明細書( )	納税義務者	財務七セタク 務七セタク 部一課	平成24年3月8日	取下げ	-	-	-	-	
469	平成24年3月6日	小中学校の敷地内で起こった車・バイクによる事故の件数(過去10年間)	市民	教育委員進 育委員進 部一課	平成24年3月16日	取下げ	-	-	-	-	
470	平成24年3月6日	小中学校の教職員及び事務員の通勤途中の加害被害者を含む交通事故の件数(過去10年間)	市民	教育委員進 育委員進 部一課	平成24年3月16日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
471	平成24年3月8日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線汚染処理対策工事」のうち設計書	任意申出者	都市基盤建設 市基盤建設 部一課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月21日	写し等の交付	-	
472	平成24年3月14日	小規模貯水水槽水道現地調査の実施する費用(平成23年4月1日～現在迄)	市民	上下水道 給水給 局部一課	平成24年3月28日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
473	平成24年3月14日	給水条例の改正に伴う貯水水槽水道の管理指導について	市民	上下水道 給水給 局部一課	平成24年3月27日	全部開示	-	平成24年3月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
474	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度 大曾公園南通り線外1路線歩道改良工事」のうち設計書	市民	都市基盤建設 市基盤建設 部一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
475	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度 豊中柴原線改良工事」のうち設計書	市民	都市基盤建設 市基盤建設 部一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
476	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道改良工事」のうち設計書	市民	都市基盤建設部一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
477	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道配水管敷設工事(22豊南町西3丁目、27千成町1丁目、30大島町1丁目)」のうち設計書	市民	下水道技術部水道技術センター一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
478	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道配水管敷設工事(1新千里北町2丁目)」のうち設計書	市民	下水道技術部水道技術センター一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
479	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道配水管敷設工事(34上新田3丁目)」のうち設計書	市民	下水道技術部水道技術センター一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
480	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道配水管敷設工事(25庄内幸町5丁目)」のうち設計書	市民	下水道技術部水道技術センター一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
481	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道配水管敷設工事(6東泉丘2丁目)」のうち設計書	市民	下水道技術部水道技術センター一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
482	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道配水管敷設工事(14長興寺南4丁目)」のうち設計書	市民	下水道技術部水道技術センター一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
483	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道配水管敷設工事(5上新田4丁目)」のうち設計書	市民	下水道技術部水道技術センター一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
484	平成24年3月16日	支出負担行為決議書「平成23年度豊中市水道給水管整備工事(501上野坂2丁目外)」のうち設計書	市民	下水道技術部水道技術センター一課	平成24年3月26日	不開示	第4号	-	-	-	
485	平成24年3月21日	平成24年度鑑定評価書( )	納税義務者	財務部一課	平成24年4月3日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
486	平成24年3月21日	平成24年度路線師明細書( )	納税義務者	財務部一課	平成24年4月3日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
487	平成24年3月26日	豊中市ごみ収集運搬業務委託契約書第19条記載の豊中市が調査した結果を記載した公文書	市民	環境部一課	平成24年4月5日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
488	平成24年3月26日	豊中市ごみ収集運搬業務委託契約書第5条記載の「処理結果報告書」	市民	環境部一課	平成24年4月5日	取下げ	-	-	-	-	情報提供

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
489	平成24年3月26日	豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書	市民	環境 環境 環境 夕務 部一課	平成24年4月5日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
490	平成24年3月26日	豊中市ごみ収集運搬業務委託契約書	市民	環境 環境 環境 夕務 部一課	平成24年4月5日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
491 ～ 501	平成24年3月26日	第1～11区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書	市民	環境 環境 環境 夕務 部一課	平成24年4月5日	取下げ	-	-	-	-	情報提供

\* 「請求者区分」欄の表示の仕方

- 市民・・・・・・・・市の区域内に住所を有する者
- 事業者(個人)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人
- 事業者(団体)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 在勤者・・・・・・・・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 在学者・・・・・・・・市の区域内に存する学校に在学する者
- 納税義務者・・・・・・・・市税の納税義務者
- 利害関係者(個人)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
- 利害関係者(団体)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
- 任意申出者・・・・・・・・上記以外のもの

## Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

## Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

### (1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		22年度まで	23年度	合 計
請 求 件 数		750 件	80 件	830 件
請 求 者 数		609 人	50 人	659 人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	509 件	61 件	570 件
	一部承諾 (部分開示)	128 件	7 件	135 件
	全部拒否 (不開示)	52 件	1 件	53 件
	全部拒否 (文書不存在)	28 件	6 件	34 件
	取下げ	32 件	5 件	37 件
	却 下	1 件	0 件	1 件
不服申立て件数		45 件	0 件	45 件

- 平成23年度は、80件の請求があり、すべて自己に関する情報の開示請求でした。  
開示請求のうち、住民票・戸籍・印鑑登録に関する文書が26件、介護保険法に基づく要介護認定に関する文書が16件ありました。

制度化以来では延べ659人から830件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求790件、目的外利用等の中止請求21件、削除請求18件、訂正請求1件となっています。

なお、平成18年度からは、「市立豊中病院の診療録（カルテ）（担当：医療安全管理室）」の開示請求については豊中市個人情報保護条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしましたが、平成23年度は43件の請求があり、全て開示されました。

平成18年度からの合計は193件で、全部開示192件、文書不存在による不開示1件です。



## (2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

(単位：件)

区 分	22年度まで（※）	23年度	合 計
請 求 件 数	710	80	790
全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数	172	14	186

内訳

本人情報	0	0	0
第三者の個人情報	73	11	84
法人等情報	10	6	16
審議検討等情報	8	0	8
事務事業情報	18	2	20
任意提供情報	5	0	5
公共安全等情報	0	1	1
法令秘等情報	0	0	0
文書不存在	16	6	22

旧条例に基づく不開示理由の内訳（※）

法令秘情報	2		2
評価・診断等情報	19		19
事務事業執行情報	55		55
文書不存在（H13年から）	12		12

\* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

※ 不開示理由の内訳は、新条例施行（平成17年10月1日）以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

- 自己情報の開示請求については、平成23年度は延べ50人から80件の請求があり、その処理状況は、全部開示61件、部分開示7件、文書不存在6件、取下げ5件でした。
- 制度化以来の通算では、790件（取下げ34件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは186件で、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報84件、事務事業情報20件、法人等情報16件、審議検討等情報8件、任意提供情報5件、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件となっています。

## (3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請求件数	小計
1	市 長	総 務 部	情 報 公 開 課	1	71
		資 産 活 用 部	土 地 活 用 課	5	
		財 務 部	税 務 セ ン タ ー 固 定 資 産 税 課	1	
		市 民 協 働 部	市 民 窓 口 セ ン タ ー 市 民 相 談 課	1	
			市 民 窓 口 セ ン タ ー 市 民 課	24	
			市 民 窓 口 セ ン タ ー 新 千 里 出 張 所	2	
		健 康 福 祉 部	福 祉 事 務 所 生 活 福 祉 課	6	
			福 祉 事 務 所 障 害 福 祉 課	3	
			福 祉 事 務 所 高 齢 施 策 課	2	
			福 祉 事 務 所 高 齢 者 支 援 課	16	
			保 険 窓 口 セ ン タ ー 保 険 給 付 課	2	
都 市 計 画 推 進 部	ま ち づ ぐ り 総 務 室	1			
都 市 基 盤 部	道 路 セ ン タ ー 道 路 管 理 課	7			
2	消 防 長	消 防 本 部	北 消 防 署 予 防 広 報 課	2	2
3	教 育 委 員 会	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 総 務 室	1	7
		教 育 推 進 部	教 職 員 室	2	
			教 育 推 進 室	3	
		生 涯 学 習 推 進 部	地 域 教 育 振 興 室	1	
3 実施機関		1 1 部局	1 8 課	80	80

- 平成23年度は、3実施機関11部局に対して80件の請求があり、その内訳は、健康福祉部29件、市民協働部27件、都市基盤部7件、資産活用部、教育推進部が各5件、消防本部が2件、総務部、財務部、都市計画推進部、教育委員会事務局、生涯学習推進部が各1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して830件の請求があり、市長698件、教育委員会84件、消防長が20件、上下水道事業管理者が18件、監査委員10件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	平成22年度まで	平成23年度	合 計
閲 覧 の み	13	10	23
閲覧と写し等の交付	409	41	450
写し等の交付のみ	199（47）	17（3）	216（50）
聴取又は視聴	0	0	0
未 実 施	15	0	15
合 計	636（47）	68（3）	704（50）

\*（ ）内の数字は、郵送の件数（内数）

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成23年度は、閲覧のみが10件、閲覧と写し等の交付が41件、写し等の交付のみが17件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが23件（3.3%）、閲覧と写し等の交付が450件（63.9%）、写し等の交付のみが216件（30.7%）、これまでに請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものが15件（2.1%）となっています。

(5) 自己情報開示等請求  
自己情報開示請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第20条各号)

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成23年4月18日	要介護認定申請に係る主治医意見書、調査特記事項	開示請求	本人	健康福祉部 福祉高齢者支援課	平成23年4月20日	全部開示	-	平成23年4月22日	写し等の交付	-	
2	平成23年4月18日	要介護認定申請に係る主治医意見書、調査特記事項	開示請求	本人	健康福祉部 福祉高齢者支援課	平成23年4月20日	全部開示	-	平成23年4月22日	写し等の交付	-	
3	平成23年4月26日	教諭が、豊中 中学校から別の学校に異動したことに關し、その異動理由等、決定の過程において、および が関連する場合につき、その関連箇所を含む文書一切全て。(豊中市教委および豊中 中学校保管文書の全て。)	開示請求	法定代理人	教育委員会 推進員	平成23年5月10日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
4	平成23年4月26日	豊中市立 中学校教諭の不適切な指導に關わって	開示請求	法定代理人	教育委員会 推進員	平成23年5月10日	全部開示	-	平成23年5月12日	写し等の交付	-	
5	平成23年4月26日	教諭の不適切な指導について(豊中市立 中学校保管文書)	開示請求	法定代理人	教育委員会 推進員	平成23年5月10日	全部開示	-	平成23年5月12日	写し等の交付	-	
6	平成23年5月11日	戸籍謄本等の請求について	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター	平成23年5月23日	全部開示	-	平成23年5月31日	閲覧	-	
7	平成23年5月11日	戸籍謄本等の請求について	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター	平成23年5月23日	全部開示	-	平成23年5月31日	閲覧	-	
8	平成23年5月12日	口頭意見陳述の実施について(豊総情第39号)	開示請求	本人	総務部 情報公開課	平成23年5月19日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
9	平成23年5月16日	口頭意見陳述記録について(豊教総第212号)	開示請求	本人	教育委員会 事務局 総務室	平成23年5月19日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
10	平成23年5月17日	一般法律相談票	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民相談課	平成23年5月20日	全部開示	-	平成23年5月23日	写し等の交付	-	
11	平成23年5月19日	ダイヤサービス施設における事故報告書	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉高齢者支援課	平成23年5月31日	全部開示	-	平成23年6月7日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	担当者	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
12	平成23年6月10日	記録票(ケー入記録票)	開示請求	本人	平成23年6月24日	部分開示	第2号、第5号	平成23年7月4日	写し等の交付	-	
13	平成23年6月10日	診療報酬明細書(平成22年11月～平成23年1月分)	開示請求	本人	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月4日	写し等の交付	-	
14	平成23年6月10日	医療要否意見書(入院)	開示請求	本人	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月4日	写し等の交付	-	
15	平成23年6月10日	保護決定調書	開示請求	本人	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月4日	写し等の交付	-	
16	平成23年6月10日	面接記録票	開示請求	本人	平成23年6月24日	全部開示	-	平成23年7月4日	写し等の交付	-	
17	平成23年6月23日	救急報告書記載事項	開示請求	任意代理人	平成23年7月1日	全部開示	-	平成23年7月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
18	平成23年7月15日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
19	平成23年7月15日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
20	平成23年7月15日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
21	平成23年7月15日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
22	平成23年7月15日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
23	平成23年7月15日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月2日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	担当者	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
24	平成23年7月15日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
25	平成23年7月15日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	不開示	第7号	-	-	-	
26	平成23年7月15日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	本人	平成23年7月29日	全部開示	-	平成23年8月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
27	平成23年7月19日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	法定代理人	平成23年7月22日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
28	平成23年8月16日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	平成23年8月23日	部分開示	第7号	平成23年9月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
29	平成23年8月23日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	本人	平成23年8月29日	全部開示	-	平成23年9月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
30	平成23年8月23日	要介護認定に係る調査特記事項	開示請求	本人	平成23年8月29日	全部開示	-	平成23年9月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
31	平成23年8月26日	市営島江西住宅自治会 総会決議文	開示請求	本人	平成23年9月2日	部分開示	第7号、第3号	平成23年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
32	平成23年8月31日	診療報酬明細書(平成23年5月～6月分 病)	開示請求	任意代理人	平成23年9月1日	全部開示	-	平成23年9月5日	写し等の 交付	-	
33	平成23年9月1日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	平成23年9月7日	部分開示	第7号	平成23年9月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
34	平成23年9月12日	戸籍謄本・住民票等の写し等職務上請求書	開示請求	本人	平成23年9月26日	全部開示	-	平成23年10月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
35	平成23年9月13日	「公民館における個人情報漏洩についての報告 および慎重注意等の実施について」(豊教地第628 号)	開示請求	本人	平成23年9月27日	全部開示	-	平成23年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	担当者	請求者区分	担当部署	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
36	平成23年9月14日	桜塚区画整理にかかる図面(第1区)	開示請求	本人	本人	資産活用課 土地利用課	平成23年9月20日	全部開示	-	平成23年9月22日	写し等の交付	-	
37	平成23年9月15日	職員会議録(中学校)	開示請求	法定代理人	本人	教育推進部 教育推進室	平成23年9月26日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
38	平成23年9月26日	市道路敷の境界確定協議について(平成9年320号)	開示請求	本人	本人	資産活用課 土地利用課	平成23年9月29日	部分開示	第2号、第3号	平成23年9月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
39	平成23年9月27日	市道路敷の境界確定協議について(平成13年273号)	開示請求	本人	本人	資産活用課 土地利用課	平成23年9月30日	部分開示	第2号、第3号	平成23年9月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
40	平成23年10月3日	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書	開示請求	任意代理人	本人	健康福祉部 福祉事務所 高齢者支援課	平成23年10月6日	全部開示	-	平成23年10月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
41	平成23年10月4日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	本人	健康福祉部 福祉事務所 高齢者支援課	平成23年10月6日	全部開示	-	平成23年10月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
42	平成23年10月14日	要介護認定に係る主治医意見書、調査特記事項	開示請求	本人	本人	健康福祉部 福祉事務所 高齢者支援課	平成23年10月18日	全部開示	-	平成23年10月31日	閲覧及び写し等の交付	-	
43	平成23年10月17日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民課	平成23年10月31日	全部開示	-	平成23年11月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
44	平成23年11月28日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	本人	本人	健康福祉部 福祉事務所 高齢者支援課	平成23年11月30日	全部開示	-	平成23年12月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
45	平成23年12月2日	救急報告書(豊中市)	開示請求	本人	本人	消防本部 消防防犯課	平成23年12月13日	全部開示	-	平成23年12月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
46	平成23年12月12日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民課	平成23年12月14日	全部開示	-	平成23年12月15日	閲覧及び写し等の交付	-	
47	平成23年12月12日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民課	平成23年12月14日	全部開示	-	平成23年12月15日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	担当者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
48	平成23年12月12日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民	平成23年12月14日	全部開示	-	平成23年12月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
49	平成23年12月13日	診療報酬明細書(平成23年4月～10月分 医院)	開示請求	本人	健康福祉部 保健窓口センター 係 検 給 付 課	平成23年12月14日	全部開示	-	平成23年12月15日	写し等の 交付	-	
50	平成23年12月22日	印鑑登録廃止届	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民	平成23年12月26日	取下げ	-	-	-	-	
51	平成23年12月22日	印鑑登録申込書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民	平成23年12月26日	取下げ	-	-	-	-	
52	平成23年12月22日	印鑑登録証明書交付請求書(平成23年12月21日 分)	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民	平成23年12月26日	取下げ	-	-	-	-	
53	平成23年12月26日	印鑑登録廃止届	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民	平成23年12月28日	全部開示	-	平成23年1月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
54	平成23年12月26日	印鑑登録申込書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民	平成23年12月28日	全部開示	-	平成23年1月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
55	平成23年12月26日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民	平成23年12月28日	全部開示	-	平成24年1月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
56	平成23年12月26日	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉事務所 高齢者支援課	平成23年12月28日	全部開示	-	平成24年1月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
57	平成23年12月27日	療育手帳交付申請に係る判定(意見)依頼書	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成24年1月4日	全部開示	-	平成24年1月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
58	平成24年1月6日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民	平成24年1月10日	取下げ	-	-	-	-	
59	平成24年1月18日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉事務所 高齢者支援課	平成24年1月24日	全部開示	-	平成24年1月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	



番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
60	平成24年1月19日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉事務所 高齢者支援課	平成24年1月24日	全部開示	-	平成24年1月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
61	平成24年2月2日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉事務所 高齢者支援課	平成24年2月8日	全部開示	-	平成24年2月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
62	平成24年2月2日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉事務所 高齢者支援課	平成24年2月8日	全部開示	-	平成24年2月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
63	平成24年2月2日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉事務所 高齢者支援課	平成24年2月8日	全部開示	-	平成24年2月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
64	平成24年2月7日	要介護認定に係る認定調査票	開示請求	任意代理人	健康福祉事務所 高齢者支援課	平成24年2月9日	全部開示	-	平成24年2月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
65	平成24年2月10日	請求者を加入者とする大阪府障害者扶養共済制度の平成元年8月1日当時の担当職員2名と係長1名と加入者との間における加入手続の際に豊中市発行の手引(2通)と大阪府発行の手引ししおりについて(1)どのような説明をしたか(2)職員2名と係長の氏名、住所の職員名簿の開示を求める。	開示請求	本人	健康福祉事務所 障害福祉課	平成24年2月16日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
66	平成24年2月17日	要介護認定に係る認定調査票、調査特記事項	開示請求	任意代理人	健康福祉事務所 高齢者支援課	平成24年2月23日	全部開示	-	平成24年3月5日	写し等の 交付	-	
67	平成24年2月17日	事故報告書	開示請求	相続人等	健康福祉事務所 高齢者支援課	平成24年2月27日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
68	平成24年2月23日	との示談交渉に伴う加害者側が代理人に委任するにあたり、との中間合意書に基づき委任をされているのかあるいは中間合意を無視して白紙で委任されたのか、いずれかを確認できる書類	開示請求	任意代理人	教育委員推進員 会部室	平成24年3月6日	取下げ	-	-	-	-	
69	平成24年3月1日	請求者土地部分の道路台帳平面図(市道中桜塚第60号線)	開示請求	本人	都市基盤センタ 管理課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月26日	閲覧	-	
70	平成24年3月1日	請求者土地部分の道路台帳(市道中桜塚第60号線)	開示請求	本人	都市基盤センタ 管理課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月26日	閲覧	-	
71	平成24年3月1日	市道路線の供用開始に関する告示について(昭和55年3月31日)	開示請求	本人	都市基盤センタ 管理課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月26日	閲覧	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
72	平成24年3月1日	市道路線の認定及び廃止に関する告示について(昭和55年3月31日)	開示請求	本人	都市基盤部 道路センター 道路管理課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月26日	閲覧	-	
73	平成24年3月1日	市道路線の区域決定に関する告示記について(昭和55年3月31日)	開示請求	本人	都市基盤部 道路センター 道路管理課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月26日	閲覧	-	
74	平成24年3月1日	市道路線の認定及び廃止の市議会提案手続きについて(昭和55年)	開示請求	本人	都市基盤部 道路センター 道路管理課	平成24年3月15日	全部開示	-	平成24年3月26日	閲覧	-	
75	平成24年3月2日	生活支援資金借受申込書	開示請求	本人	健康福祉部 福祉生活課	平成24年3月8日	全部開示	-	平成24年3月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
76	平成24年3月2日	豊中市南桜塚 について、昭和40年から平成23年まで(47年間の間に、この土地について、その一部に地方税法348条2項の適用を適用したことがあるか、あるとすれば、その年度面積を明らかにされたい。	開示請求	本人	財務部 固定資産課	平成24年3月16日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
77	平成24年3月6日	市道路線の境界確定協議について(平成22年度豊総財第 号)	開示請求	本人	資産活用部 土地利用課	平成24年3月15日	部分開示	第7号	平成24年3月26日	閲覧	-	
78	平成24年3月26日	豊中市南桜塚1丁目 に移す豊中市所有地が普通財産であることを示す文書	開示請求	本人	資産活用部 土地利用課	平成24年3月26日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
79	平成24年3月28日	市道認定・区域変更・決定(昭和18年)	開示請求	本人	都市基盤部 道路センター 道路管理課	平成24年4月11日	全部開示	-	平成24年4月13日	閲覧	-	
80	平成24年3月29日	印鑑登録証明書交付請求書(平成20年10月27日分)	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 新千里出張所	平成24年3月29日	全部開示	-	平成24年3月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	



### Ⅲ．不服申立ての処理状況

### Ⅲ. 不服申立ての処理状況

#### (1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成22年度まで	平成23年度	合 計	
申 立 て 件 数	行政文書	98	0	98	
	個人情報	45	0	45	
	計	143	0	143	
処 理 状 況	却 下	行政文書	3	0	3
		個人情報	1	0	1
		計	4	0	4
	全部認容	行政文書	7	0	7
		個人情報	5	0	5
		計	12	0	12
	部分認容	行政文書	14	0	14
		個人情報	9	0	9
		計	23	0	23
	棄 却	行政文書	55	2	57
		個人情報	22	3	25
		計	77	5	82
取下げ	行政文書	17	0	17	
	個人情報	4	0	4	
	計	21	0	21	
合 計	行政文書	96	2	98	
	個人情報	41	3	44	
	計	137	5	142	
審 理 中	行政文書		0	0	
	個人情報		1	1	
	計		1	1	

\* 却下の4件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成22年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したものうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したもの。

- 平成23年度は、不服申立てはありませんでしたが、前年度から審理を繰り越していた行政文書に関するもの2件及び個人情報に関するもの3件については、実施機関の判断は妥当であるとの審査会の答申を得て、棄却されました。なお、前年度から引き続き審理中のものが1件あります。

(2) 審査会の答申

豊情個審答申第41号  
平成23年(2011年)12月13日

豊中市長  
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐野 久美子

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不存在不開示決定処分について（答申）

平成23年3月8日付け諮問第33号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

豊中市長が行った、

「1. 平成16年8月12日午後2時50分頃、国道176号線城山町2の交差点を西へ（市道勝部寺内線）通過したごみ収集車と乗員の記録

2. 『そのような事実はない』と返答した事実確認の方法及び議事録」

に係る行政文書不存在を理由とする不開示決定は、妥当である。

## 第二 異議申立ての経過

### 1 開示請求

異議申立人は、平成16年8月18日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、

「平成16年8月12日午後2時50分頃、国道176号線城山町2の交差点において、ごみ収集車の運転手が、運転をしながらカップラーメン（又はかき氷）を食べているのを目撃し、通報した。よって、

①この時間帯にこの道路を通過したごみ収集車と乗員の記録

②通報に対して『そのような事実はない』と返答した事実確認の方法及びその議事録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、同年8月26日、本件開示請求に対し、①については「通常このような記録は作成していない」との理由を付し、②については「終礼を開き口頭で確認を行っており、通常このような記録は作成しない」との理由を付して、行政文書不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）をし、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、同年10月15日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

### 4 審査会への諮問

実施機関は、平成23年3月8日、条例第18条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件異議申立てについて諮問した。

## 第三 異議申立ての趣旨

- 1 異議申立てに係る処分を取り消し、非開示とした部分を開示するとの決定を求める。
- 2 飲食運転に関する再調査を求める。
- 3 豊中市広報を通じて、市民に謝罪を求める。

## 第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、反論書を提出せず、口頭意見陳述も行わなかったため、異議申立人の主張は、異議申立書に記載された内容のみであるが、その内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 飲食運転を目撃したのは、処分場（豊中市伊丹市クリーンランド）の近くであり、

- 実施機関は、その時間帯から、対象となる運転手を絞り込むことができるはずである。
- 2 異議申立人が実施機関に通報してから、「そのような事実はない。」と回答するまで数分しか経過しておらず、飲食運転に関する調査が十分に行なわれたとは思えない。再調査を求める。
  - 3 これらの不適切な対応について、謝罪を求める。
  - 4 よって行政文書不存在を理由とする不開示決定に誤りがある。

## 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、次のとおりである。

- 1 搬送経路の通過時間等を記録した行政文書はない。処分場での「計量時間」は「ごみ収集業務日報」に記載されているが、収集担当区域から処分場への「搬送経路」は記録する必要がないため記載事項ではなく、ごみ収集業務日報は、本件開示請求の対象となる行政文書にはあたらない。
- 2 通報があった当日の午後4時30分頃、終礼を開いて全職員に飲食運転について確認をしたが、そのような事実はなかった。終礼は口頭で行っており、記録は作成していない。
- 3 以上のとおり、行政文書不存在を理由とする不開示決定をした本件処分に誤りはなく、異議申立人の主張には理由がない。
- 4 なお、本件異議申立て後、実施機関は、異議申立人と面会や電話などで話し合いをした。その中で、「ごみ収集業務日報」は、開示請求があれば対応する旨伝えたが、異議申立人から開示請求はなかった。また、飲食運転については、再調査を行い、そのような事実がないことを再度確認し、異議申立人にも改めて説明した。その結果、異議申立人は、いったんは本件異議申立てを取下げの意向を示した。
- 5 また、本件異議申立て後、市民等からの通報や苦情があった場合は、記録を残すようにするとともに、服務規律を見直し、業務改善を行った。
- 6 実施機関は、異議申立人が本件異議申立てを取下げのものと認識していたが、取下書の提出がなかったため、諮問に至った。

## 第六 審査会の判断

### 1 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、異議申立人が行った通報への対応が適切ではないと主張しており、行政文書の開示を求めているのかどうかは必ずしも明らかではない。

しかしながら、市民からの通報の処理にあたっては、一般に文書を作成して処理するものと考えられるところであり、異議申立人の不服申立ての内容として行政文書の開示を求めているものとして対応することは一定の合理的な理由があると言ふべきである。

### 2 当審査会の考え方

本件異議申立ては、行政文書不存在を理由とする不開示決定の是非を問うものであ



ると解されるから、当審査会としては、当該行政文書作成の有無ひいてはその存否を確認することが基本となる。もっとも、当審査会は、実施機関における事務の執行について詳細に調査する権能を有していないので、専ら実施機関及び異議申立人の主張並びに実施機関から提出された資料を基に判断を行うほかない。

### 3 文書の作成の有無及び存否について

実施機関は、「開示請求に係る行政文書は不存在である。その理由は、①ごみ収集に関わる文書として『ごみ収集業務日報』はあるが、ごみ収集担当区域から処分場への「搬送経路」は、業務上記録する必要のない事項であるから、同文書には、搬送経路の通過時間等を記録してはおらず、したがって、『ごみ収集業務日報』は、本件開示請求に係る行政文書にはあたらない。②飲食運転の調査は口頭で行ったものであり、行政文書は作成していない」と主張している。

当審査会としては、上記のうち、①について、異議申立人は必ずしも通報に係る日時・場所の通過記録を求めているとは思われないが、異議申立人に対して「ごみ収集業務日報」が存在すること及びその内容を伝えた上で、開示請求があれば対応すると伝えたにもかかわらず、開示請求はされなかったため、「ごみ収集業務日報」は、異議申立人が本件開示請求において開示を求めた対象文書には当たらないと推測するほかない。

また、②については、本件異議申立て後、市民等からの通報や苦情等の処理に関しては記録を残すように業務改善を行っていることが、実施機関の説明から認められるところであるが、そのように業務改善を行ったという事実からして、本件開示請求時には、市民からの通報や苦情を文書に残すという処理はなされていなかったと推認し得るところであり、異議申立人が開示を求める行政文書は作成されていないと判断せざるを得ない。

また、異議申立人から文書の存在・不存在に関する具体的な反論はなく、本件処分が誤りであるとの異議申立人の主張に理由があるとは言えない。

### 4 当審査会の判断

以上の次第で、前記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第七 当審査会の意見

条例第18条は、不服申立てがあったときは、却下や認容等を行う場合を除き、遅滞なく、当審査会に諮問しなければならないと規定しているものであるところ、本件異議申立て後、当審査会に諮問するまでにはかなりの期間が経過しているのである。実施機関は、異議申立人に対し説明を行い、話し合いを重ねる中で、異議申立人から口頭でいったん取下げの申出があったため、取下書の提出があるものと認識していたとのことであるが、長期に亘って本件異議申立てが放置された状態にあったことは事実であり、遺憾である。当審査会は、今後、このようなことがないように速やかに異議申立てに対する処理がなされるよう強く要望するものである。

平成23年（2011年）12月13日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

豊情個審答申第42号  
平成23年(2011年)12月13日

豊中市長  
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐野 久美子

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不開示決定処分について（答申）

平成23年4月14日付け諮問第34号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「平成18年9月21日から平成22年11月19日までの間に送付した税額決定・変更通知書、督促状、納税通知書又は納付催告書の発送記録」を不開示とした決定処分は、妥当である。

## 第二 異議申立ての経過

### 1 開示請求

異議申立人は、平成23年1月14日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成18年9月21日から平成22年11月19日までの間に発送した税額決定・変更通知書、督促状、納税通知書又は納付催告書に関する行政文書一切」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、同年1月25日、本件開示請求に係る行政文書は、平成18年9月21日から平成22年11月19日までの間に発送した税額決定・変更通知書、督促状、納税通知書又は納付催告書の発送記録と特定し、当該文書は、それぞれの納税者ごとに管理しているものであり、個人情報であって特定の個人を識別することができ、また、地方税法第22条により守秘義務が課せられているため、条例第7条第1号及び第7号に該当するとの理由を付して、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は本件処分を不服として同年1月29日付けで不服申立書を提出したが、行政不服審査法に規定する必要記載事項が記載されていなかったため、実施機関は同年2月7日付けで補正命令を行い、同年2月21日異議申立人から補正書が提出されたことをもって、行政不服審査法に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を受け付けた。

## 第三 異議申立ての趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、個人情報を除く行政文書の部分開示を求める。

## 第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、反論書を提出せず、口頭意見陳述も行わなかったため、異議申立人の主張は、異議申立書に記載された内容のみであるが、その内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 当該文書は、条例第7条第7号に規定する、法令等の規定により公にすることができない情報には該当しない。
- 2 当該文書は、条例第7条第1号イに規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- 3 条例第8条において、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合は、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定している。

- 4 条例第9条において、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を開示することができる」と規定している。
- 5 よって、個人情報を除く行政文書の部分開示を行うべきである。

## 第五 実施機関の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に至る前に、異議申立人に対して送付した納付催告書についての質問状が平成22年11月19日に出された。その内容は、「平成18年度及び平成19年度の市府民税について、当時は納付を求められていない。なぜ、今頃になって税金の支払いを請求するのか。本当に文書が送付されているのか。」とのことだったため、これまでに異議申立人に送付した文書の日付と内容を一覧にし、文書を送付している旨を回答した。その後、異議申立人から上記一覧表に記載した文書に関する行政文書一切とする本件開示請求があった。
- 2 税額決定・変更通知書、督促状及び納税通知書の発送に係る起案文書は、保存期間が1年のため、請求時点ですでに廃棄済みだが、発送については税オンライン・システムに記録している。また、納付催告書は、徴税吏員の判断により発送し、滞納支援システムに送付の記録を残している。このため本件開示請求に係る文書は、これらのシステムに記録された異議申立人宛て文書の送付記録であると特定した。
- 3 これらの記録は、納税者ごとに記録しており、個人情報に該当する。また、税の賦課及び納付に関する記録は、地方税法第22条の守秘義務の対象となる情報である。
- 4 異議申立人は、条例第7条第1号イに該当する旨を主張するが、開示を求める異議申立人の権利利益と、不開示にすることによって保護される個人の権利利益を比較して、個人情報を開示すべき公益性はない。
- 5 異議申立人は、条例第8条に基づき部分開示を求めているが、不開示部分を除くと、有意の情報はない。
- 6 異議申立人は、条例第9条に該当する旨を主張するが、同条は、条例第7条第1号イよりも、社会的、公共的な利益を保護すべき特殊事情がある場合の規定であり、該当しない。
- 7 よって、異議申立人の主張には理由がなく、開示をしないとした決定に誤りはない。
- 8 なお、異議申立人は、異議申立て後に本件開示請求で開示を求めた文書と同一の内容で、豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求を行い、自己情報の開示を受けている。

## 第六 当審査会の判断

- 1 条例の基本的な考え方
  - (1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定し、行政文書の開示請求があった場

合には、原則として全部開示をすること及び不開示とする場合としては同条各号に定める不開示情報が記録されている場合に限ることを示している。

条例第7条第1号は、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報を不開示情報としている。ただし、同号イにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、不開示情報から除くことと規定している。

なお、条例においては開示請求者本人の情報であることをもって、不開示情報にはあたらないとはしておらず、また、自己情報の開示請求については豊中市個人情報保護条例によるため、同号の「個人情報」の該当性は、請求者によって判断が変わるものではない。

条例第7条第7号は、「法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（中略）により公にすることができない情報」を不開示情報としている。

- (2) 実施機関は、開示請求の対象である行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であっても、条例第8条により、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示し、情報公開に努めなければならないことを規定している。
- (3) 条例第9条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定し、公益上特に必要がある場合には、不開示情報を開示することができるとしているが、法令等の規定により公にすることができない情報については、本項は適用されないため、当該情報を開示することはできないものである。

## 2 本件異議申立てに係る不開示情報該当性に関する判断

本件開示請求に係る文書は、個人に対する税の賦課及び徴収に関する情報であり、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当する。

異議申立人は、条例第7条第1号イに該当し、開示すべきと主張するが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件開示請求に係る文書を公にすることが必要であるという事情は認められず、同号イには該当しない。

よって、本件開示請求に係る文書は、不開示情報に該当し、同条第7号の適用について、検討するまでもなく、開示することはできない。

## 3 本件異議申立てに係る部分開示に関する判断

異議申立人は、個人情報を除いた部分について、開示を求めているが、本件異議申立てに係る行政文書は全てが不開示情報にあたるため、部分開示を行うことはできない。

## 4 本件異議申立てに係る公益上の理由による裁量的開示に関する判断

本件開示請求に係る文書について、条例第7条第1号に該当するにもかかわらず、特に開示すべき公益上の理由は認められない。

5 当審査会の結論

以上のとおり、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、不開示とした実施機関の決定に誤りはない。

よって、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成23年（2011年）12月13日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子





## IV . 情 報 提 供 の 運 用 状 況

## IV. 情報提供の運用状況

### (1) 情報提供の運用の経過

#### ①利用者の推移

(人)

区 分	平成22年度まで	平成23年度	合 計
利 用 者 数	110,804	3,062(+393)	113,866

\* ( ) 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

○ 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料3,561冊、他の行政資料等6,803冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

市政情報コーナーのほか、図書館など市内17ヶ所の施設に設置する市政資料展示コーナーや、市ホームページにおいても情報提供を行っています。

最近では、市ホームページに掲載する情報の充実などにより、市政情報コーナーの利用者数は減少傾向にありましたが、平成23年度の利用者数は、3,062人（1ヶ月当たり約255人で前年比33人の増）となっています。

#### ②利用内容の推移

(件)

区 分	平成22年度まで	平成23年度		合 計
閲 覧	90,135	3,310	(-109)	93,445
視 聴	2,558	66	( 4 )	2,624
複 写	42,583	2,231	( 201 )	44,814
提 供	52,233	755	( -93 )	52,988
相 談	16,552	623	( 45 )	17,175
販 売	3,562	90	( -35 )	3,652
合 計	207,623	7,075	( 13 )	214,698

\* 視聴、販売は、7年度から分類。

○ 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市をはじめ国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利用内容 (件)							利用者 (人)		
	閲覧	視聴	複写	提供	相談	販売	計	個人	法人	計
4	277	2	171	73	40	3	566	77	130	207
5	278	5	153	63	70	17	586	84	187	271
6	265	10	160	53	52	3	543	70	129	199
7	250	5	142	76	26	5	504	85	129	214
8	313	10	186	52	48	11	620	107	171	278
9	283	6	191	41	50	4	575	67	166	233
10	272	1	187	61	61	5	587	61	162	223
11	286	10	197	61	35	7	596	80	138	218
12	269	5	222	38	89	7	630	60	230	290
1	270	5	236	51	49	3	614	85	190	275
2	274	4	188	57	48	2	573	95	203	298
3	273	3	198	129	55	23	681	134	222	356
計	3,310	66	2,231	755	623	90	7,075	1,005	2,057	3,062

(3) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)
4	152	2,393	32,110
5	151	2,033	22,890
6	155	2,799	58,992
7	128	841	25,258
8	176	1,399	18,252
9	181	849	12,442
10	172	847	11,310
11	175	1,201	13,802
12	163	1,431	17,108
1	147	2,635	33,786
2	171	688	10,552
3	175	1,411	17,454
計	1,946	18,527	273,956

月	数量 (個)	収入額 (円)
4	0	0
5	0	0
6	0	0
7	1	250
8	0	0
9	0	0
10	0	0
11	0	0
12	0	0
1	0	0
2	0	0
3	0	0
計	1	250

(電磁的記録)

※ 通常のコピーのほかに、実費によるコピーも含むため、  
複写枚数×10円=収入額とはならない。

## (4) 有料頒布資料の販売状況

No.	資 料 名	主管課名	単価(円)	販売数(冊)	金額(円)
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	1	1,000
2	豊中市史資料集	〃	1,200	2	2,400
3	豊中市史(集落・都市)	〃	7,500	0	0
4	豊中市史(自然)	〃	9,000	1	9,000
5	豊中市史(古文書・古記録)	〃	7,800	0	0
6	豊中市史(学校教育)	〃	8,800	0	0
7	豊中市史(民俗)	〃	7,900	0	0
8	豊中市史(社会教育)	〃	7,300	0	0
9	豊中市史(社会経済)	〃	8,500	0	0
10	豊中市史(考古)	〃	7,800	1	7,800
11	豊中市史(美術)	〃	8,000	0	0
12	豊中市史(通史1)	〃	9,200	3	27,600
13	豊中市史(通史2)	〃	8,500	1	8,500
14	豊中市統計書(平成13年度まで)	〃	3,000	0	0
15	豊中市統計書(平成14年度～)	〃	1,500	3	4,500
16	豊中の工業(平成8年度まで)	〃	500	0	0
17	豊中の工業(平成9年度～)	〃	100	0	0
18	豊中の商業(平成9年度まで)	〃	500	0	0
19	豊中の商業(平成14年度～)	〃	300	1	300
20	豊中の事業所	〃	300	1	300
21	豊能自然歩道地図	企画調整室	400	0	0
22	豊能自然歩道採録絵地図野のみち賛歌	企画調整室	200	0	0
23	第3次豊中市総合計画 後期基本計画	企画調整室	1,300	2	2,600
24	とよなかまっぷ	広報広聴課	200	37	7,400
25	アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編)	環境政策室	3,000	0	0
26	アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編)	〃	3,000	0	0
27	アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編)	〃	3,000	0	0
28	豊中市住居表示白全図	市民課	200	1	200
29	北部大阪都市計画図カラー全図(豊中市)	都市計画室	1,000	1	1,000
30	豊中都市計画図白地図(全図)	〃	200	0	0
31	豊中都市計画図白地図(分割図)	〃	200	18	3,600
32	都市計画マスタープラン	〃	1,600	2	3,200
33	フィールドガイドとよなか・むし	教育センター	1,000	0	0
34	とよなか歴史・文化財ガイドブック	地域教育振興室	500	14	7,000
小 計				89	86,400

No.	資 料 名	主管課名	単価(円)	販売数(冊)	金額(円)
35	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 12	とよなか都市 創造研究所	1,000	0	0
36	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 13	〃	1,000	0	0
37	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 14	〃	1,000	0	0
38	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 15	〃	1,000	1	1,000
39	豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた 基礎研究2	〃	500	0	0
40	基礎自治体の自律性に関する研究	〃	500	0	0
41	基礎自治体の自律性に関する研究Ⅱ	〃	500	0	0
42	基礎自治体の自律性に関する研究Ⅲ	〃	500	0	0
43	政策立案に資する都市情報データベース構築への提言	〃	500	0	0
44	政策立案に資する都市情報データベース構築への提言Ⅱ ー領域・役割・経験にみる効果的な利用形態ー	〃	500	0	0
45	市民のまちづくりへのかかわり方に関する研究 ー豊中市行政の施策・事業等における市民のかかわり状況調査ー	〃	500	0	0
46	若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活動化 の考察	〃	500	0	0
47	若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活動化 の考察(Ⅱ)	〃	500	0	0
48	都市情報の運用に関する研究Ⅲ ー地域における情報ニーズの分析ー	〃	500	0	0
小 計				1	1,000
合 計				90	87,400

## (5) 情報提供されている主な資料と利用状況

分類	主な資料名	22年度まで	23年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	( 42.2% ) 87,697	( 31.5% ) 2,227	( 41.9% ) 89,924
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	( 2.4% ) 5,012	( 0.7% ) 53	( 2.4% ) 5,065
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	( 0.9% ) 1,797	( 0.0% ) 0	( 0.8% ) 1,797
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要	( 12.2% ) 25,314	( 24.8% ) 1,752	( 12.6% ) 27,066
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	( 2.0% ) 4,204	( 0.3% ) 19	( 2.0% ) 4,223
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	( 4.1% ) 8,487	( 2.1% ) 150	( 4.0% ) 8,637
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルリング都市とよなか、とよなかのごみ施策	( 4.4% ) 9,177	( 3.7% ) 263	( 4.4% ) 9,440
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	( 14.0% ) 29,130	( 32.0% ) 2,265	( 14.6% ) 31,395
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	( 2.4% ) 4,876	( 2.5% ) 178	( 2.4% ) 5,054
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	( 5.1% ) 10,589	( 1.9% ) 137	( 5.0% ) 10,726
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	( 0.8% ) 1,723	( 0.2% ) 11	( 0.8% ) 1,734
議会	議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	( 2.0% ) 4,136	( 0.1% ) 7	( 1.9% ) 4,143
その他	新聞、法律書、雑誌その他	( 7.5% ) 15,481	( 0.2% ) 13	( 7.2% ) 15,494
合計		207,623	7,075	214,698

(6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、地形図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料、とよなかまっぷ
②国の刊行物	国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
③府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
④他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
⑤その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典

(平成23年度)

## V . 会 議 公 開 制 度 の 運 用 状 況



## V. 会議公開制度の運用状況

審議会等の会議の公開状況

平成24年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	豊中市改革創造会議（部会有）	準ずる機関	行財政再建対策室	16	公 開	16
2	防災会議	附属機関	危機管理室	未開催	公 開	0
3	国民保護協議会	附属機関	危機管理室	未開催	公 開	0
4	情報政策専門家会議	準ずる機関	情報政策室	未開催	公 開	0
5	名誉市民選考委員会	附属機関	総務書部課	2	非公開	-
6	情報公開・個人情報保護運営委員会（部会有）	附属機関	総務公開部課	2	一部非公開	0
7	情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	総務公開部課	3	非公開	-
8	歴史的文化的文書保存利用検討会議	準ずる機関	総務公開部課	2	公 開	0
9	特別職報酬等審議会	附属機関	総務部課 人材育成センター	3	公 開	9
10	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	附属機関	総務部課 人材育成センター 職員	3	非公開	-
11	非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	総務部課 人材育成センター 職員	未開催	非公開	-
12	施設総合管理業務委託にかかる総合評価一般競争入札審査委員会	附属機関	総務部室 契約検査	2	非公開	-
13	人権文化のまちづくりをすすめる協議会	附属機関	人権文化策部室	2	一部非公開	0
14	豊中市同和問題解決推進協議会	附属機関	人権文化策部室	2	一部非公開	1
15	人権まちづくりセンター運営協議会	附属機関	人権文化策部室	2	公 開	3

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
16	男女共同参画苦情処理委員会	附属機関	人権文化政策部	1	一部非公開	0
17	男女共同参画審議会	附属機関	人権文化政策部	4	公開	17
18	外国人市民会議	準ずる機関	人権文化政策部	5	公開	11
19	文化芸術振興審議会	附属機関	文化芸術部	3	公開	1
20	総合計画審議会（部会有）	附属機関	政策企画調整部	未開催	公開	0
21	公共事業再評価委員会	準ずる機関	政策企画調整部	未開催	公開	0
22	行政評価制度検討委員会	準ずる機関	政策企画調整部	6	公開	5
23	とよなか都市創造研究所運営委員会（※1）	準ずる機関	政と創 策よな 企なか 画都 研究 部市 所	3	公開	0
24	環境審議会（部会有）	附属機関	環境政策部	3	公開	2
25	環境保全審査会	附属機関	環境政策部	3	公開	2
26	都市デザイン委員会	附属機関	環境政策部	5	公開	1
27	E S Tモデル事業推進委員会	準ずる機関	環境政策部	2	公開	1
28	豊中市都市景観行為規制判定委員会	附属機関	環境政策部	1	一部非公開	0
29	廃棄物減量等推進審議会	附属機関	環境センター 減量推進課	2	公開	2
30	市民公益活動推進委員会（部会有）	附属機関	市民協働部 コミュニティ政策室	8	一部非公開	2
31	消費生活審議会	附属機関	市民協働部 くらしセンター 消費生活課	1	一部非公開	0
32	労働問題協議会	準ずる機関	市民協働部 くらしセンター 雇用労働課	未開催	非公開	0

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
33	個別労働関係紛争調査委員会	準ずる機関	市民協働部 くらしセンタ 雇用労働課	3	非公開	0
34	労働会館運営委員会	準ずる機関	市民協働部 くらしセンタ 雇用労働課	1	公開	0
35	千里文化センター市民運営会議	準ずる機関	市民協働部 千里地域連携セ ンタ	4	公開	1
36	民生委員推薦会	附属機関	健康福祉部 地域福祉室	4	非公開	-
37	健康福祉審議会	附属機関	健康福祉部 地域福祉室	4	公開	8
38	健康福祉サービス苦情調整委員会	附属機関	健康福祉部 地域福祉室	7	非公開	-
39	障害者施策推進協議会	附属機関	健康福祉部 障害福祉課	4	公開	29
40	介護給付費等支給審査会（※2）	附属機関	健康福祉部 障害福祉課	12	非公開	-
41	市立障害福祉センター運営委員会	準ずる機関	健康福祉部 障害福祉センターひまわり	1	公開	0
42	介護保険事業運営委員会 （部会有）	附属機関	健康福祉部 高齢福祉課	11	一部非公開	62
43	介護保険施設・地域密着型サービス 事業者候補選定委員会	準ずる機関	健康福祉部 高齢福祉課	未開催	非公開	-
44	老人ホーム等入所判定委員会	準ずる機関	健康福祉部 高齢者支援課	3	非公開	-
45	介護認定審査会（※3）	附属機関	健康福祉部 高齢者支援課	12	非公開	-
46	公害健康被害認定審査会	附属機関	健康福祉部 健康支援室	12	非公開	-
47	保健医療審議会	附属機関	健康福祉部 健康支援室	2	公開	0
48	公害健康被害診療報酬審査委員会	準ずる機関	健康福祉部 健康支援室	12	非公開	-
49	予防接種健康被害調査委員会	準ずる機関	健康福祉部 健康支援室	1	非公開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
50	呼吸器疾患患者診療報酬審査会 (※4)	準ずる機関	健康福祉部 健康支援部	未開催	非公開	-
51	食育推進協議会	準ずる機関	健康福祉部 健康支援部	2	公開	0
52	国民健康保険運営協議会	附属機関	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	3	公開	4
53	次世代育成支援推進協議会	準ずる機関	こども未来部 こども政策室	1	公開	1
54	(仮称)豊中市子ども健やか育み条例に関する懇話会	準ずる機関	こども未来部 こども政策室	5	公開	48
55	幼児教育振興審議会	附属機関	こども未来部 保育幼稚園室	1	公開	0
56	まちづくり専門家会議	附属機関	都市計画推進部 まちづくり総務室	2	公開	1
57	豊中市まちづくり交付金評価委員会 (※5)	準ずる機関	都市計画推進部 まちづくり総務室	未開催	公開	0
58	都市計画審議会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	1	一部非公開	3
59	建築審査会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	6	一部非公開	2
60	開発審査会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	1	一部非公開	0
61	豊中都市計画事業野田土地区画整理 審議会(※6)	附属機関	都市計画推進部 都市街地整備課	未開催	一部非公開	0
62	ラブホテル建築規制審議会	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	未開催	非公開	-
63	中高層建築物等紛争あっせん委員会 (部会有)	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	6	非公開	-
64	中高層建築物等紛争調停委員会(部 会有)	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	未開催	非公開	-
65	病院運営審議会	附属機関	市立豊中病院 事務局 病院総務室	3	公開	1
66	上下水道事業運営審議会	附属機関	上下水道局 経営企画課	1	公開	0

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
67	学校教育審議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	2	公 開	1
68	学校医等公務災害補償認定委員会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	未開催	非 公 開	-
69	教育センター運営委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	2	公 開	2
70	社会教育委員会議	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	2	公 開	0
71	文化財保護審議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	2	公 開	1
72	放課後子どもプラン運営委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	3	公 開	0
73	市立図書館協議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	3	公 開	6
74	市立図書館評価検討委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	未開催	公 開	0
75	公民館運営審議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	4	公 開	3
76	スポーツ振興審議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	2	公 開	0
77	豊中市立体育施設指定管理者選定委員会（※7）	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 教 育 委 員 会	未開催	非 公 開	-
	附属機関	51		159		161
	準ずる機関	26		72		85
	合計	77		231		246

注)

- ※1 平成23年11月に非公開から公開の会議に変更
- ※2 介護給付費等支給審査会は、40回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※3 介護認定審査会は、500回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※4 平成23年7月16日付廃止
- ※5 平成24年3月31日付廃止
- ※6 平成23年4月1日付廃止
- ※7 平成24年2月8日付廃止



## VI . 運 営 委 員 会 と 審 査 会

## VI. 運営委員会と審査会

### (1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

(任期) 平成23年8月24日～平成25年8月23日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	池 田 敏 雄	大 学 名 誉 教 授	
副 会 長	園 田 寿	大 学 院 教 授	
委 員	井 上 典 之	大 学 院 教 授	
〃	瓜 生 隆 子	人 権 擁 護 委 員	23年7月15日まで
〃	榎 原 茂 樹	人 権 擁 護 委 員	23年8月24日から
〃	加 賀 有 津 子	大 学 院 教 授	
〃	小 西 一 弘	市 民 ( 公 募 )	23年8月24日から
〃	小 早 川 謙 一	商 工 会 議 所 専 務 理 事	
〃	鈴 木 和 子	市 民 ( 公 募 )	23年8月23日まで
〃	高 田 耕 平	市 民 ( 公 募 )	23年8月23日まで
〃	高 橋 明 男	大 学 院 教 授	
〃	谷 口 佳 以 子	消 費 者 協 会 会 長	
〃	福 井 正 敏	連 合 豊 中 議 長	
〃	福 永 由 美	市 民 ( 公 募 )	23年8月24日から
〃	峰 岸 暁 美	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	24年3月31日まで
〃	宮 下 幾 久 子	弁 護 士	

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員5人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。



(2) 運営委員会の開催状況（平成元年10月1日から平成24年3月31日まで）

元年度	8月31日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	9月12日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月22日	(第3回)	〃
	12月25日	(第4回)	〃
2年度	6月12日	(第5回)	〃
	7月19日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月29日	(第7回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況の報告
3年度	7月24日	(第8回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用状況の報告
	11月6日	(第1回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
4年度	4月18日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月2日	(第3回)	運用状況の報告
5年度	5月8日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月29日	(第2回)	運用状況の報告
	10月2日	(第3回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
6年度	9月1日	(第1回)	運用状況の報告
7年度	7月19日	(第1回)	運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告
	12月14日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
8年度	4月3日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	6月28日	(第2回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
9年度	6月20日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月24日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
10年度	6月26日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月4日	(第2回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	1月22日	(第3回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及

			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月 1日	(第 4 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
11年度	6月25日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			当運営委員会の会議の公開について
	10月 8日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	2月24日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			専門部会での審議状況について
12年度	6月21日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月19日	(第 2 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	9月29日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月27日	(第 4 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月26日	(第 5 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保護制度の改正について
	3月 6日	(第 6 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
13年度	5月30日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	会長等の選出について
14年度	6月19日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状について（関係担当課の職員から説明） 豊中市情報公開条例の一部改正について
15年度	6月16日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	10月10日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて 豊中市水道情報システムについて
	3月23日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議 専門部会での中間報告について 豊中市文書館の施設見学
16年度	6月30日	(第 1 回)	運用状況の報告 専門部会での審議状況について

	10月 4日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
	3月23日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
17年度	6月24日	(第 1 回)	運用状況の報告
	9月16日	(第 2 回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	10月28日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	11月25日	(第 4 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月29日	(第 5 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 個人情報保護条例の一部改正について 行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把 握について
18年度	4月28日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
	6月21日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	11月 8日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月22日	(第 4 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い について
19年度	6月 8日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 運用状況の報告
	10月 4日	(第 2 回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
20年度	6月 2日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	3月26日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 グーグル社「ストリートビュー」について 個人情報保護条例の一部改正について
21年度	7月 6日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 運用状況の報告
	10月19日	(第 2 回)	会長等の選出について 住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかか る本人告知制度について

			防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	12月 9日	(第3回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	2月10日	(第4回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	3月23日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
22年度	6月23日	(第1回)	住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかか る本人告知実施要領について 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 運用状況の報告
	11月1日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
	3月17日	( 一 )	豊中市個人情報保護条例に基づく苦情の申出に係る処理
	3月29日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
23年度	6月20日	( 一 )	住民票の写し等本人通知制度実施要綱について 運用状況の報告
	10月5日	(第1回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 安否確認事務について

計 69回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(任期) 平成23年10月1日～平成25年9月30日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	佐 野 久美子	弁 護 士	
会長代理	塩 川 茂	〃	
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	中 川 丈 久	大 学 院 教 授	
〃	前 田 雅 子	大 学 教 授	

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

(4) 審査会の開催状況（平成元年10月1日から平成24年3月31日まで）

元年度	11月 9日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか	
	12月 4日	(第2回)	審議の進め方の打合わせ	
2年度	8月30日	(第3回)	制度の運用状況の報告	
	3月 6日	(第4回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
3年度	4月 1日	(第5回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
	4月 5日	(第6回)	審査会の運営について（手続きの打合わせ）	
	5月 8日	(第7回)	空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導要録の審査請求に関する審査	
	5月23日	(第8回)	〃	
	6月10日	(第9回)	〃	
	7月15日	(第10回)	空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教育委員会の指導要録に関する審査	
	11月 5日	(第1回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	11月25日	(第2回)	〃	
	12月 2日	(第3回)	〃（審査請求人による意見陳述）	
	12月27日	(第4回)	〃（実施機関による口頭説明）	
	2月27日	(第5回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	3月21日	(第6回)	〃	
	4年度	5月12日	(第7回)	教育委員会所管の指導要録に関する答申案の検討
		5月26日	(第8回)	〃
		6月29日	(第9回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査
		7月28日	(第10回)	〃
		8月24日	(第11回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査
9月 4日		(第12回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査（異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明）ほか	
12月25日		(第13回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査	
1月19日		(第14回)	〃	
2月 8日		(第15回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明	
2月17日		(第16回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
3月12日		(第17回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
5年度		4月 9日	(第1回)	〃



	10月24日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	11月 2日	(第9回)	〃
	11月22日	(第10回)	〃
	3月 8日	(第11回)	審査会の運営について
7年度	4月12日	(第1回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	4月17日	(第2回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び審査
	5月15日	(第3回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	5月30日	(第4回)	同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	6月12日	(第5回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する不服申立人の意見陳述
	6月28日	(第6回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	7月25日	(第7回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	8月 2日	(第8回)	同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査
	12月18日	(第9回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	12月28日	(第10回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第11回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月 7日	(第12回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月23日	(第13回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	3月26日	(第14回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する答申案の検討
8年度	6月18日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月13日	(第2回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	8月27日	(第3回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査



	9月30日	(第4回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	11月29日	(第5回)	財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	12月27日	(第6回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	2月5日	(第7回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	3月7日	(第8回)	財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討
9年度	4月15日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	6月10日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	8月8日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	11月5日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月17日	(第5回)	市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	1月21日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	2月25日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	3月20日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
10年度	4月14日	(第1回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月27日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する審査
	1月29日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
11年度	6月11日	(第1回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 当審査会の会議の公開について
	7月16日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月11日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月31日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	11月4日	(第5回)	会長等の選出・制度の見直しについて
	3月27日	(第6回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
12年度	5月2日	(第1回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月4日	(第2回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月27日	(第3回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明

			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	8月29日	(第4回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	10月16日	(第5回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の審査請求に関する審査
	11月28日	(第6回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月31日	(第7回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び教職員課所管の審査請求に関する審査
13年度	4月19日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
	5月22日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
	6月18日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月19日	(第4回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	9月7日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月5日	(第6回)	会長等の選出について
14年度	未開催		
15年度	4月25日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	6月20日	(第2回)	〃
	7月10日	(第3回)	〃 異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	8月7日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月29日	(第5回)	〃
	9月29日	(第6回)	〃
	11月5日	(第7回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査
	12月24日	(第8回)	市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の審査請求に関する審査
	2月13日	(第9回)	給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
16年度	4月5日	(第1回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 水道局給水課所管の審査請求に関する審査

	5月10日	(第2回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述の聴取 水道局給水課所管の審査請求に関する審査
	6月15日	(第3回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関による口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴取
	7月29日	(第4回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月20日	(第5回)	〃
17年度	11月28日	(第1回)	会長等の選出について 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第2回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月24日	(第3回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
18年度			未開催
19年度	10月17日	(第1回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月4日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	1月28日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
	2月29日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
20年度	7月1日	(第1回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	9月22日	(第2回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査
21年度	5月11日	(第1回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	6月30日	(第2回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査
	10月19日	(第3回)	会長等の選出について 情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取

22年度	4月20日	(第1回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	8月5日	(第2回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	10月5日	(第3回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	1月25日	(第4回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
23年度	5月16日	(第1回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する審査
	8月17日	(第2回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する審査
	9月16日	(第3回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明の聴取

計 143回開催



## VII. 資 料

## Ⅶ. 資料

### (1) 豊中市情報公開条例

公布 沿革	平成13年	4月2日	条例第28号
	平成15年	4月1日	条例第9号
	平成16年	3月25日	条例第1号
	平成17年	4月1日	条例第19号
	平成19年	3月23日	条例第1号
	平成19年	3月30日	条例第8号
	平成20年	3月26日	条例第3号
	平成22年	12月22日	条例第33号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
- 第3章 不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
- 第5章 補則（第25条—第28条）
- 附則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
  - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

**第3条** 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

**第4条** この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

### 第2章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

**第5条** 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者

- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
  - (5) 市税の納税義務者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手續)

**第6条** 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
  - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

**第7条** 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ



- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
  - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報  
（部分開示）

**第8条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。  
（公益上の理由による裁量的開示）

**第9条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。  
（行政文書の存否に関する情報）

**第10条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。  
（開示請求に対する決定等）

**第11条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。  
（開示決定等の期限）

**第12条** 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。（開示決定等の期限の特例）

**第13条** 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等を行うべきとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。
  - 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があったものとみなすことができる。（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第14条** 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

**第15条** 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複製したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。（費用負担）

**第16条** 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複製したもの及び電磁的記録にあっては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

(他の制度との調整)

**第17条** この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

### 第3章 不服申立てに係る手続

(審査会への諮問等)

**第18条** 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

**第19条** 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

**第20条** 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 第4章 情報公開の総合的な推進

(実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実)

**第21条** 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実を努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

**第22条** 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

(1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画

(2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料

(3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

**第23条** 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

**第 24 条** 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

#### 第 5 章 補則

(行政文書の管理)

**第 25 条** 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

(行政文書の目録の作成及び閲覧)

**第 26 条** 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

**第 27 条** 市長は、毎年度 1 回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

**第 28 条** この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成 13.9 規則 68 により、平成 13.10.1 から施行]

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成 13 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 9 条の規定により、現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は、新条例第 6 条第 1 項の規定による開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第 13 条第 2 項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 18 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

5 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

6, 7 他の条例の一部改正 [略]

**附 則** (平成 15.4.1 条例 9)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 16.3.25 条例 1)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 17.4.1 条例 19 抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行]

**附 則** (平成 19.3.23 条例 1)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 19.3.30 条例 8)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20.3.26 条例 3 抄)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 22.12.22 条例 33 抄)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布	平成17年	4月	1日	条例第19号
沿革	平成18年	3月	31日	条例第7号
	平成19年	3月	23日	条例第1号
	平成19年	3月	30日	条例第8号
	平成20年	3月	26日	条例第3号
	平成21年	4月	1日	条例第18号
	平成22年	12月	22日	条例第33号

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	実施機関における個人情報の取扱い
第1節	収集等の一般的制限（第6条）
第2節	個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条—第11条の3）
第3節	個人情報の利用及び提供（第12条—第16条）
第3章	個人情報ファイル（第17条）
第4章	自己情報の開示等
第1節	自己情報の開示請求（第18条—第31条）
第2節	訂正、削除等の請求（第32条—第50条）
第5章	苦情処理及び救済手続（第51条—第54条）
第6章	事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条—第58条）
第7章	雑則（第59条—第62条）
第8章	罰則（第63条—第69条）
附則	

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であつて、

当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の役割）

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

（市民の役割）

**第4条** 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（適用除外）

**第5条** 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

### 第1節 収集等の一般的制限

（収集等の一般的制限）

**第6条** 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めたときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

### 第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

（収集方法の制限）

**第7条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該個人情報が公知のものであるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（安全確保の措置等）

**第8条** 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

（職員等の義務）

**第9条** 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（処理委託に係る安全確保の措置等）

**第10条** 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（受託者等の義務）

**第11条** 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（指定管理業務に係る安全確保の措置等）

**第11条の2** 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（指定管理者等の義務）

**第11条の3** 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 第3節 個人情報の利用及び提供

（利用及び提供の制限）

**第12条** 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

(5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要であると認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかななければならない。

（外部提供に係る安全確保の措置等）

**第13条** 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

（外部提供を受けた者等の義務）

**第14条** 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

**第15条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)があるとき。

(2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めたとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

**第16条** 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

**第17条** 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルの利用目的

(3) 記録する個人情報の項目

(4) 記録の対象となる個人の範囲

(5) 記録する個人情報の収集方法

(6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの

(2) 試験的又は一時的に用いるもの

(3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの

(4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

### 第4章 自己情報の開示等

#### 第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

**第18条** 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)



**第 19 条** 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

（自己情報の開示義務）

**第 20 条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項、第 22 条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査, 検査, 取締り, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし, 若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
  - イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
  - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて, 開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって, 当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 開示することにより, 人の生命, 健康, 生活又は財産の保護, 犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (8) 法令等の規定により, 又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報
- (部分開示)

**第 21 条** 実施機関は, 開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において, 不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは, 開示請求者に対し, 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る自己情報に前条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において, 当該情報のうち, 氏名, 生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより, 開示しても, 開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは, 当該部分を除いた部分は, 同号の情報に含まれないものとみなして, 前項の規定を適用する。
- (裁量的開示)

**第 22 条** 実施機関は, 開示請求に係る自己情報に不開示情報(第 20 条第 8 号に掲げる情報を除く。)が含まれている場合であっても, 公益上特に必要があると認めるときは, 開示請求者に対し, 当該自己情報を開示することができる。

- 2 実施機関は, 前項の規定により第 20 条第 2 号に掲げる情報を開示しようとする場合には, 開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
- (開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

**第 23 条** 開示請求に対し, 当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで, 不開示情報を開示することとなるときは, 実施機関は, 当該自己情報の存否を明らかにしないで, 当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

**第 24 条** 実施機関は, 開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは, その旨の決定をし, 開示請求者に対し, 速やかに, その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は, 開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は, 開示をしない旨の決定をし, 開示請求者に対し, 速やかに, その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は, 第 1 項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは, 当該通知に, 当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
- (開示決定等の期限)

**第 25 条** 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は, 開示請求があった日から起算して 15 日以内にななければならない。ただし, 第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては, 当該補正に要した日数は, 当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず, 実施機関は, 事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは, 開示請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において, 実施機関は, 同項に規定する期間内に, 開示請求者に対し, 当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等をしていないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。（開示決定等の期限の特例）

**第26条** 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしていないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があったものとみなすことができる。（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第27条** 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第20条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

**第28条** 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。（開示請求の特例）

**第29条** 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求を行うことができる。

- 2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第18条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、第 1 項の規定による開示請求があったときは、第 24 条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。  
(費用負担)

**第 30 条** 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第 28 条第 3 項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあっては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

(他の制度との調整)

**第 31 条** この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

## 第 2 節 訂正、削除等の請求

(訂正請求権)

**第 32 条** 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手續)

**第 33 条** 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 請求の趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。

3 第 1 項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 実施機関は、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。

(利用及び外部提供の停止)

**第 34 条** 実施機関は、訂正請求があったときは、第 37 条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

**第 35 条** 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

**第 36 条** 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

**第 37 条** 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

**第 38 条** 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にななければならない。ただし、第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に訂正決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

**第 39 条** 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して 60 日（第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第 37 条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正の実施)

**第 40 条** 実施機関は、第 37 条第 1 項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

(外部提供先への通知)

**第 41 条** 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

**第 42 条** 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
- (2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
  - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
  - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
  - (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報  
（削除等請求の手続）

**第43条** 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。  
（利用及び外部提供の停止）

**第44条** 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。  
（自己情報の削除等義務）

**第45条** 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をしなければならない。ただし、当該自己情報の削除等をするにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。  
（削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報）

**第46条** 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。  
（削除等請求に対する決定等）

**第47条** 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をしないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等をしない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(削除等決定等の期限)

**第48条** 前条第1項及び第2項の決定(以下「削除等決定等」という。)は、削除等請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に削除等決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

**第49条** 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があった日から起算して60日(第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

- 2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等の実施)

**第50条** 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

## 第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

**第51条** 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

- 4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審査会への諮問等)

**第52条** 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等を行うこととするとき。

（諮問をした旨の通知）

**第53条** 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

**第54条** 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

**第55条** 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

**第56条** 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

**第57条** 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報に不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（相談体制の整備等）

**第58条** 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんに努めるものとする。

## 第7章 雑則

（国等との協力）

**第59条** 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

（運用状況の公表）

**第60条** 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（出資法人が保有する個人情報の保護）



**第 61 条** 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

（委任）

**第 62 条** この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

#### 第 8 章 罰則

**第 63 条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 1 項の受託業務若しくは第 12 条第 2 項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 4 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

**第 64 条** 前条第 1 項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

2 前条第 2 項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

**第 65 条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

**第 66 条** 第 63 条第 1 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。

2 第 63 条第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。

**第 67 条** 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第 63 条、第 64 条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

**第 68 条** 第 63 条から第 66 条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第 69 条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

#### 附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行〕

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 20 条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 19 条、第 33 条又は第 43 条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第 26 条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 52 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6～8 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 （平成 18.3.31 条例 7）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 19.3.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成 19. 3. 30 条例 8）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** （平成 20. 3. 26 条例 3 抄）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** （平成 21. 4. 1 条例 18）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成 22. 12. 22 条例 33 抄）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	7号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	28号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

**第1条** 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

**第6条** 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

**第7条** 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

**附 則**（平成13. 4. 2条例28抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

**附 則**（平成17. 4. 1条例19抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

**附 則**（平成19. 3. 23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	8号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	30号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

**第1条** 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第3条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

**第4条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

**第5条** 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

**第6条** 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

**第7条** 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

**第8条** 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むこ

とができない。

- 2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

**第9条** 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

**第10条** 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

**第11条** 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成元. 9規則53により、平成元. 10. 1から施行〕
- 2 他の条例の一部改正〔略〕

#### 附 則 (平成13. 4. 2条例30抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成13. 9規則72により、平成13. 10. 1から施行〕
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。
- 3 他の条例の一部改正〔略〕

#### 附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行〕

#### 附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

**第1 目的**

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2 公開、非公開の決定**

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

**第3 公開の方法等**

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

**第4 会議開催の周知**

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

**第5 情報の提供**

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
  - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

#### **第6** その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成24年（2012年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653